

明治維新期における立山登拝と「立山信仰」 —登拝者の実態にみる民衆信仰史の一齣—

加藤 基樹

1. はじめに

1-1. 立山信仰史研究の現状

近年の「立山信仰」に関する研究は、関連資料の紹介¹⁾ や個別研究の整理・進展²⁾ など着実なる史料研究を踏まえた新たな研究史的段階を迎えていると、はたしていえるだろうか³⁾。

ここで「新たな」というのは、初期に「立山信仰」が学術的に研究され、関連史料の一部が公開され、その内容についての論考が蓄積し、主として歴史学・考古学・仏教民俗学などの立場から一定の学説が確立した時期、次いでその学説を基軸に据えつつ新出史料の考察と検証期、そして隣接学問との交渉が進みはじめた時期⁴⁾ からの展開段階をさすものである⁵⁾。

「立山信仰」研究は研究史的に言って傍証事例の摘要と検討を中心とする硬直化期を長らく迎えており、「新たな」というのはこれを緩やかに脱してゆく傾向を模索しなければならぬという学界の要請と自戒を込めた学問的要求である。少なくとも今日は「新たな段階」への移行期でなければならないと思う。

こうしたなかで「立山信仰」をより精緻に分析し、それ自体の特質と諸現象との関係性などの位置づけを進めるにあたり、いかなる課題設定が本質的な意味を持つのかについて考えなければならない。単なる一個人の興味関心から関連研究を積み重ね、方法論や通説の是非を問わない事例報告に終始するだけでは、新しい「立山信仰」研究はおろか、「立山信仰」研究の持つ意味と「立山信仰」の歴史的意義を維持することさえ難しくなってきているという現状を見据えた問題提起が必要であると思われる。

1-2. 神仏分離後をめぐる立山信仰史研究

さて、近世から明治維新期の立山衆徒（芦嶽寺・岩嶽寺）らの生計について、佐伯立光氏は次のように整理している⁶⁾。岩嶽寺については、

衆徒の生計を支えた経済的な根元は、立山参詣人の宿料や戸錢、立山大権現の初穂料、加・越・能の配札廻りの売上料および、立山温泉よりの料金、諸堂の賽銭などであった。しかし明治初年の神仏判然令は、衆徒の生活に大変改を要求し、さらに明治四年、廢藩となって藩からの給祿などが断たれると経済的に困窮し、一部の神主を除き、転職を余儀なくされた。

また芦嶽寺については、

寺家経済を支えたものに、諸国配札檀那廻り、佐伯氏の靈を慰める例大祭、秋彼岸中日に執行される布橋大灌頂会などがあった。しかし幕末の頃から、社会変動の影響を受けることが甚だしく、一山の寺院経営は漸次困難となり、明治初年の神仏分離令、廢仏毀釈の嵐は、一山の信仰を破壊し去った。

即ち、一山の経済的な収入源となっていた媼堂、帝釈堂、閻魔堂、布橋などが社人に下附されたものの、時を置かずして廃止となり、破却され、仲宮寺を檀那寺とする檀中の転宗を余儀なくされた。

このように芦嶽寺・岩嶽寺の宗教者や地域住民にとって、明治維新期の組織的打撃がいかに強烈で深刻であったかは想像に難くない。こうした理解は、「立山信仰」研究において重厚な分析基盤となつて

る。

ところで、次のような神仏分離後の立山に関する見解について、近年分析対象から外れ、硬直化状況にあると言わねばならない。それは、

(神仏分離を経て) 登山者の意識そのものにも大きな変化が生じた。山林抖藪による靈異な験力の獲得を目的とする人は、すくなくなった。宗教登山から探検登山へ、探検登山からスポーツ登山へ、スポーツ登山から観光登山へと傾斜していった⁷⁾。 (括弧書筆者)

またあるいは、

地獄・極楽思想でいじられた古来の立山禪定(立山登拝)は、神仏分離によって断絶した。これに代って脚光を浴びたのが立山成年登山であった。少年が立山参りという通過儀礼を経て成人と認められる社会的慣習は古くから行われていたと思われるが、禪定登山の蔭になって目立たなかつた。それがにわかに脚光を浴びたのであった⁸⁾。

これらは「立山信仰」研究において大きな業績を遺した高瀬重雄氏、廣瀬誠氏らのほぼ共通した見解である⁹⁾。明治初年の神仏分離令にそのピークをみる「神仏分離」という歴史的経過によって、立山登拝の有り様が世俗化(ここでは非宗教化)して一変し、信仰登山が断絶したとする衰退史観が明確に示されている。こうした見通しが無批判的に継承され、今日もなお学界に認識されているのである。

昭和52年に編まれた『立山町史』においても、

維新後のはげしい宗教政策の変転、神道・仏教界のめまぐるしい動きの内にあった立山は、明治維新を契機として、広く人々に開放された。明治五年には、女人の登山も解禁となるなど、男・女を問わず、登山者の自由な出入りの地と一変した。それはある意味では、大正から昭和にかけて発展をみた近代登山の芽生えといつてよい。

と近現代史の立場から述べられている。

明治維新期の立山をめぐる信仰的状況については、議論が尽くされていないのが現状と認められる。米原寛氏が「越中における神仏分離と廢仏毀釈」(1987年、『近代史研究』10)という論考において、立山の神仏分離・廢仏毀釈を取り上げているが、全国的に行われた神仏分離令(判然令)について、諸藩の対応状況、特に加賀藩と富山藩において神仏分離をめぐる解釈に差異がみとめられるという議論にとどまり、登拝者の精神(信仰)に関する議論には言及されていない。そもそも「立山信仰」とはなにかという本質的な議論自体がしばらく棚上げされてきている、と言わざるを得ない。

1-3. 問題の所在

はたして立山を管理した宗教集落の組織的解体によって、「立山信仰」は変質し、解体したのか。「立山信仰」というのは、宗教者による積極的な発信作業(廻檀配札や出開帳等)が止めば、人々から立山への精神文化は消え去ってしまうという〈完全受け身〉な性格のものであったのか¹⁰⁾。前のような言説が踏襲されて止まない現状においては、この点について厳密な議論が必要となる。

明治維新期の立山をめぐる諸問題については、近年特に検証されていない分野の一つであるといえる¹¹⁾。明治13年(1880)の立山講社の結成とその後の経済活動について論じた福江充氏の論考においても、「新政府がうちだした神仏分離や神社制度整備などの政策により、神仏混淆の立山信仰は壊滅的な打撃をうけ、急速に衰退の道をたどりはじめた」と指摘されており¹²⁾、その後の議論は進展していない。

以上、近代登山へシフトしてゆく文化史学の先行研究による一、二の見解を示したが、本稿の論点は、明治維新における宗教環境の変化が、近代登山への萌芽とする従来の近現代史的見解¹³⁾に対して異議をとなえるというところにはない。あくまで明治初期

の立山登拝状況に関する事実を実証的に検証し、このことを踏まえて、無批判的に使用されてきている「立山信仰」という学術用語（terminology）の概念

の再規程と立山登拝における精神性について検討する点にある。

2. 文献史料にみる登拝者の実態

2-1. 近世民衆の寺社参詣と誘引する宗教者

近世において民衆による寺社参詣がさかんになることは周知のことである¹⁴⁾。こうした現象がなぜ起きたかという議論に関して様々な課題があり、一つ一つ重要な論点であるが、本稿は全体論には立ち入らない。ここでは当該期の諸国著名な寺社参詣の数値的様相について新城常三氏の整理が備わる¹⁵⁾ので次に例示しておくに留めたい。

伊勢神宮	享保3年(1718)	約50万人
西国巡礼	近世後期	1万~2万人
四国遍路	近世後期	1万5千~2万人前後
日光	寛政~天保頃	3万人以上
秩父巡礼	寛延3年	約5万人
出羽三山	享保18年	15万7千人余
善光寺	幕末	約20万人
立山	幕末	約6千人

伊勢参宮は、少ない年でも20万人くらいと推定されており、高野山や讃岐金毘羅宮なども伊勢参宮に次ぐ賑わいであったことが指摘されている。

伊勢参宮がかくも盛んな背景には、近世神道言説において最高神（天照）が鎮まる地であり、風光明媚、深遠莊嚴のため山海にありながら、上方見物を兼ねられる立地にあったことが、物見遊山の地として爆発的な人気を博したことにあるといわれる。一方、宮本常一氏が『伊勢参宮』（社会思想社（現代教養文庫）1971）で指摘しているように、「御師」による民衆への働きかけが大きな役割を担ったことなどが認められる。伊勢の御師らは諸国を遊歴し、集落に入り地域住民の上下層を問わず、個人的に師檀関係を結び、毎年、神宮の御札になる「大麻」や伊勢

暦など配布し、その対価となる初穂料を受け、それを集積し伊勢神宮の経済を支えたことは周知のことである。ことに御師らは、諸国信徒の伊勢参宮における宿の提供を申し出て、参宮の便を整え誘い、一方、集落では同じ信仰を共有する者たちで構成される宗教的「講」が形成され、自発的に伊勢参宮の資金を積み立てる「伊勢講」が機能したのはよく知られているところである。

このような寺社による民衆への働きかけは室町時代以降、諸国の寺社で確認されており、「本願」や「坊人」などと自称した宗教者の活動事例が多数散見する¹⁶⁾。そして立山（芦嶋寺・岩嶋寺）の「衆徒」と称された宗教者らの近世における活動もまた、越中立山の神仏への信仰や女人救済の信仰など、全国各地へ向けて廻檀配札や『立山曼荼羅』の絵解き唱導などによって弘通・布教されたことが史料的に史実として確認されている。特に近年は芦嶋寺衆徒による活動が知られる充実した資料群によって研究が進められ、その全貌がほぼ明らかにされてきたことで、「立山信仰」とその研究は、廻檀配札や『立山曼荼羅』の絵解き唱導に重点が置かれる傾向にあった¹⁷⁾。

ちなみに、近世立山の登拝者数に関する今日の理解は、はやく佐伯立光『立山芦嶋寺史考』¹⁸⁾などに、安政五年「夏ニ至リ候而者、六七月之内ニ平年ハ自他国ヨリ之參詣人六七千人茂有之」（立山芦嶋寺一山会文書・筆者未見）との記述が拠り所となっている。

2-2. 分析史料

「芦嶋寺雄山神社文書」として伝来する近世から近

代に及ぶ史料群が立山博物館にて保管されている¹⁹⁾。その内容はいまなお目録整備中にあり、未だ学界にその全貌が共有されていない。その中に所収されている史料のいくつかに、明治初期における立山登拝者の様相を示すものが含まれることを確認できた。本稿では目下整理中にある当該史料群に含まれる史料を分析素材に加えて検討することをお断りしておきたい。

さらに次の新出史料も対象としている。平成21年3月『栃木県史料所在目録38大島延次郎家文書』²⁰⁾が発行されたことにより、栃木県立文書館に「立山信仰」に関する新出資料が44点認められていることが明らかになった。これらの史料群は栃木県立文書館に寄託されている大島延次郎家文書（約9,000点）の一部である²¹⁾。故大島延次郎氏は交通史を専門とする研究者で、全国の資料を蒐集している。立山関係のものは、蔵書印によると富山の古書肆「南陽堂」から購入したことがわかる。当史料群はすべて立山山麓集落の岩崎寺関係のもので、幕末から明治初期にかけて岩崎寺密蔵坊と中道坊の経済的様相を知りうる記録が中心であるが²²⁾、本稿が問題とする明治維新期における神仏分離以後の立山登拝者の実数とその様相の一端がうかがわれる文書が含まれているので、これも合わせて検証してみたいと思う。

本稿は明治維新期を対象としているので、いずれも同時期の文書史料を中心に以下分析を進めたい。

2-3. 立山登拝者数の史料的検証

幕末維新期における具体的な立山登拝者の数的様相に迫ってみよう。

【史料①】慶応3年「立山参詣人役錢預帳」(実相坊)(芦嶽寺雄山神社文書)

幕末、慶応3（1867）年における立山登拝者のうち、芦嶽寺の旧宿坊家へ役錢を支払った人々の総数のみが記された文書で、芦嶽寺を登拝出立地点とした登拝者3,482人を確認。8/3～9/22（新暦）の記録がみえ、この年に登拝者を受け入れた期間を示して

いる。

【史料②】明治4年『室所受納記』(芦嶽寺雄山神社文書)

本史料は、明治4（1871）年『御戸錢等メ高帳』に合綴されている。明治維新政府による政策転換によって神仏分離令に伴う廃仏毀釈が行われた直後の立山登拝者数を示す史料で、7/26～9/12（新暦）の期間に5,839人を数える。本史料が示す数値は、「受納記」という性格から、室堂で山錢や役錢等を徴収した収入簿であり、その支払いに室堂に訪れた人々の総数である。この時期の室堂機能の程度が判然としないが、立山温泉や桑谷小屋などに宿泊しているケースも想定されるので実際には数的にこれをやや上回るものと思われる。

【史料③】明治5年『止宿人員調理帳』(大島延次郎家文書)

明治5（1872）年に立山登拝をした人のうち、7/10～8/27（新暦）までの期間、岩崎寺に宿泊した人数のみを示すもの。旧宿坊家ごとに宿泊日を付して、一組ごとの人数と出身地が記されている。立山登拝は基本的に往路と復路は同じ宿に泊ることが慣例であり、当史料が示す総数2,933人は延べ人数である。

【史料④】明治6年『止宿人数証』(大島延次郎家文書)

当史料は【史料③】と同様の性格のもの（但し出身地の記載がない）で、明治6（1873）年に岩崎寺の旧宿坊家に宿泊した人々の総数のみを示し、これも往路と復路泊に重複があるので総数3,062人は延べ人数である。

【史料⑤】明治6年『立山戸錢決算書』(芦嶽寺雄山神社文書)

前掲の【史料④】と同年の史料で、これには総数が6,629人と記録されている。佐伯一学（旧三覚坊）と佐伯司宮治（旧泉光坊）の連名で決算が行われているもので、岩崎寺、芦嶽寺から室堂へ調達した物量のリストをはじめ、室堂における戸錢（山錢）収入などが連なっており、数値は当年に室堂を訪れた人の実数を示しているとしてよいものと思われる。

【史料⑥】明治7年『立山拝參人止宿改帳』(芦嶽寺雄山神社文書)

明治7年（1874）7/17～9/12までの芦嶽寺の宿坊に

宿泊した人々の総数がわかる史料。総数は3,685人で、当年における芦嶋寺から立山登拝に出た実数とみられる。佐伯立光氏は「登山者のための宿坊として、芦嶋は六軒位」と述べているがその史料的根拠は明らかでなく、本史料によると、後述するように明治初期段階において宿坊機能は氏の指摘ほど極端に減少していない。

【史料⑦】明治7年『拝參人数記』(芦嶋寺雄山神社文書)

表紙に「両嶋控」とみえ、芦嶋寺・岩嶋寺両集落で共有されていた内容である。明治7年(1874)8/5～8/11(新暦)までの登山者数を記したもので、この間は例年の登拝のピーク時にあたり、立山拝参人は1,332人であったことがわかる。

【史料⑧】明治8年『宿調理仕出帳』(大島延次郎家文書)

明治8年(1875)の芦嶋寺・岩嶋寺の宿坊に宿泊した人々の総数の記録が控えられている。必ずしも立山登拝者数と一致するものではないが、この多くは登拝のための宿泊であったとみられる。本史料が示す数値は宿泊者総数に違いはないが、日付を併記した詳細な記録ではないため、往路復路などカウント状況は未詳である。登拝者出身地域についても記載がない。この年の総数は2,554人で、うち芦嶋寺に宿泊した総数は1,856人。岩嶋寺に宿泊した総数は698人で、数値的には芦嶋寺のほうが賑わっていた。

【史料⑨】明治10年『拝參人員調帳』(大島延次郎家文書)

明治10年(1877)、室堂に宿泊し、事実上の立山登拝を行った人々の総数が知られる名簿で、2,353人を数える。但しこの他に立山温泉泊で室堂を経由しない登山も想定される。当該年における室堂宿泊のピークは8月5日(新暦)で、当日は209名が宿泊している²³⁾。また登拝(受け入れ)期間は7/19～9/6(新暦)で、この間、女性の登拝とみられる3組を確認することができる。

①7/24 「のと国坂井村 惣代 大井女」 3名

②7/28 「伊領廻国 媚連ニテ難題者」 2名

③8/3「富山惣輪町 安」 3名

この他に名前が記載されていない女性が含まれる可能性もある。②は男女連れで、「難題者」と筆録されている。内実は不明であるが、女人禁制の解かれて時の経たない時期に、女性連れの男性登拝者に対する視線を表現したものと解される。

本史料は、立山登拝者らの出身地について単に国名や村名だけでなく、国群村名が明確に記録されていること、また明治初期における「中語」の人名と活動状況の一端が知られる記録などもあり、情報が豊富で貴重である。登拝者数的には明治8年頃から減少傾向にあったとみられるが、それでもなお、越中国内からの登拝者が群を抜いて多い。明治10年は西南戦争が勃発するなど、必ずしも世情が安定していない時世であることから、登拝者数の減少について評価するには他の要因も考慮しなければならないだろう²⁴⁾。本史料は「算用場立合」として、佐伯小源太(元宝伝坊)と佐伯岩見(元玉藏坊)の芦嶋寺・岩嶋寺の両村當年代表の連名で点検されている。

2-4. 大正期における立山登山者数(信仰登拝を含む)

参考に、明治から昭和初期にかけての立山経営の詳細を記した『一山社年中議事録』²⁵⁾によると、時代の下った大正5年における登山者数(信仰登拝を含む)は4,129人であったことが記されており、このほか追書にも大正11年には4,034人、同12年は3,056人、同13年は6,183人、同14年は5,135人、同15年(昭和元)は3,722人、そして昭和2年は3,705人の登山者があったことがわかる²⁶⁾。もとよりこの人数がどこでどのように数えられた数値であるかについて注意が必要であるが、6年間にわたり同じ精度でカウントされた記録であることは貴重である。この間においても年により約3,000人の差がみられるからである。

なお、大正年間頃の『富山日報』や『富山新報』に近代大衆化傾向のなかで、立山登山者の増加と立

山をめぐる鉄道網などのインフラ整備に関する報道記事が散見することはすでに知られている²⁷⁾。これらの記事からは、当該期の立山登山の繁忙の様子や社会的背景などがうかがわれて大変興味深い。本節で問題としている登拝者（登山者）の数的な変動を鑑みれば、ここでも登拝者数は安定していないが、大正期頃も3,000～6,000人のあいだで増減する程度であり、近世後期からおおよそ横ばいであり、即座に歴史的に問題化できる数値にはならないといえよう。しかし各々の登山目的に追れば、内実は必ずしも神仏との結縁を目的としない登山へと緩やかに変容し、その割合も上昇傾向にあったと思われる。

以上、本節では幕末維新期における立山登拝者数に関する史料を中心に概観した。史料によって山麓の宿坊や山中の室堂など、登拝者のカウント地が異なることをはじめ、記述に粗密もあり、現時点では

その数値を単純に比較して見解を示すことは困難である。しかし、ここに示した史料による限り、明治維新期において立山登拝者数が著しく減少したということはいえないことが指摘できる。このことを踏まえて再考の余地が出てきたのは、①明治維新期における神仏分離令に伴う廃仏毀釈による芦嶺寺・岩嶺寺など宗教集落の組織的解体と機能的変容と「立山登拝」（実践的宗教行為）とどのように関わっているか。②明治13年に結社される「立山講社」が「近世のような賑わいを取り戻そうとする動き」にあったのかどうかである。この点については、本稿第6節で詳述したい。

立山登山者数においては、むしろ本節で示した史料が示す立山登拝者の出身地の内訳が意味することも重要と思われる所以、次節で詳しく検証してみたい。

3. 立山登拝と出身集落をめぐる「立山信仰」 —とくに加賀・越中・能登を中心に—

3-1. 立山登拝における出身集落の内訳

佐伯幸長『立山信仰の源流と変遷』のなかで、「大体古来平均五千人といわれる。内八割が富山県人で、二割は他府県人であり、最も多いのは愛知県人と東京府であった」と口承を含んで述懐している。

このなかで「富山県人」（富山県民、越中出身者）が全体の八割を占めることは、明治維新期における登拝者の特定が可能な文献【史料②、⑨】からも実証できる。それは【史料②】明治4年『室所受納記』（芦嶺寺雄山神社文書）によると、村名のみで国元が判然としない地域を排除しても、越中国内町・村の出身とみられる件数は609件中、少なくとも476件あり、さらに【史料⑨・表①】明治10年『拝參人員調帳』（大島延次郎家文書）においても、登拝者のグループ385件のうち271件が越中国内の町・村を出身することがわかり、明治維新期において立山登拝

者の内訳は、越中国内出身者が実に約80%にせまる割合を示している。ちなみに明治10年には、越中出身者について、越前24件、加賀・能登14件ほか、諸国20ヶ国からの登拝者を確認することができる。

また登拝時期にも注目しておくと、越中国内からの登拝は盆前までに集中していることがわかり、閉山時期に近づけば遠隔地諸国からの登拝者の割合が増える傾向にあることも、現時点では解釈できる段階ではないが、地域的差異を考えていく上で興味深いデータである。

とりわけ重視しておきたいのは、明治維新期における越中国内の登拝者の出身地域が、立山に近い新川・婦負地域に限らず、吳羽山より以西（吳西地域）の町・村にも広く展開していることである。今日においては、吳西地域は立山に対する信仰伝承は新川地域に比して希薄で、山岳信仰の習俗としては、医

【表①】明治10年7月「拝參人員調帳 室所詰所」記載人名等一覧

日付	人数	目的	出身地域	氏名	中語
7月19日	4	二山	〈越中〉富山舟はシ新町	惣代 木竹直八郎	
7月19日	5	二山	〈能登〉しづ郡	西守十太郎	
7月20日	4	二山	〈越中〉富山清水村	惣代 草嶋文次郎	
7月20日	3	二山	〈加賀〉金沢郡坂町	元谷鳥藏	
7月21日	6	一山	〈越中〉富山中野町	総代 泊り屋治平	
7月21日	6	二山	〈越中〉高岡下桶屋町	惣代 大ヅカ屋直三郎	
7月21日	4	二山	〈美濃〉参納村等	惣代 森惣八郎	
7月22日	4	二山	〈越中〉富山	惣代 金泉屋長蔵	
7月22日	4	二山	〈越中〉同井さ者町	惣代 秀蔵	
7月22日	10	二山	〈三河〉大はし村	惣代 杉うら竹右衛門	
7月23日	6	二山	〈能登〉何岡村	惣代 山木友三郎	
7月23日	4	二山	〈能登〉大泊り村	惣代 大山又治郎	
7月23日	6	二山	〈越中〉射水郡あか左木村	惣代 高大長三郎	
7月23日	7	二山	〈越中〉高岡町	惣代 伴次郎	
7月23日	13	二山	〈越中〉新川ショ村	惣代 平石衛門	
7月23日	2	二山	〈越中〉上市町	惣代 平井久三郎	
7月23日	5	二山	〈加賀〉小杉町	惣代 平井八郎兵衛	
7月23日	4	二山	〈越中〉富山あたご町	惣代 市川松井	
7月24日	3	二山	〈能登〉坂井村	惣代 大井女	
7月24日	5	二山	〈越中〉高岡木町	炭屋五平	
7月24日	3	二山	〈飛騨〉明平村	平田長兵衛	
7月24日	5	二山	〈越中〉富山どい原町	惣代 長沢貞光	
7月24日	4	二山	〈越前〉吉田郡末ノすた村	坪川治平	此四人ハ二十四たい~
7月25日	4	二山	〈越中〉新川ふくろ村	惣代 文三郎	
7月25日	6	三山	〈越中〉となミ内御堂村	惣代 川原猿作	
7月25日	2	二山	〈越中〉東岩瀬町	惣代 権兵衛	
7月25日	3	二山	〈越中〉富山今町	惣代 口口清兵衛	
7月25日	4	二山	〈越中〉富山石崎町	惣代 黒田正平	
7月25日	1	一山	〈越中〉砺波郡なかノ村	長蔵	
7月26日	1	一山	〈越中〉水橋	徳助	温泉登
7月26日	1	二山	〈越中〉射水郡嶋村	糸松次	
7月26日	3	二山	〈越中〉上市	西尾清蔵等	
7月26日	2	二山	〈越中〉上市	善道寺等	
7月27日	3	二山	〈越中〉高岡橋屋町	扇澤八郎右衛門	中之次郎左衛門
7月27日	2	一山	西京	西川周次郎	ミヤ伊三郎
7月27日	33	二山	〈越中〉西水橋	勝崎屋理平	
7月27日	6	二山	〈越中〉富山千石町	辻谷伊三郎	
7月27日	5	二山	〈越中〉富山旅籠町	宮本亀次郎等	中芦平太夫
7月27日	7	一山	〈越中〉富山西町	袋屋善四郎	芦浅右衛門二男
7月27日	15	二山	〈越中〉下新川生地	吉郎平等	芦小吉
7月27日	6	二山	〈越中〉放生津	齋佐平	ミヤ兵作
7月27日	13	二山	〈越中〉今石動町	林嘉平等	ミヤジ吉兵衛
7月27日	1	二山	〈越前〉南条郡	林増次郎	同人
7月27日	4	二山	〈越中〉中市村	長右衛門	
7月28日	23	二山	〈越中〉婦負郡寺町村	飯田淨吉等	
7月28日	8	二山	〈越中〉砺波郡津沢村	清水八右衛門等	
7月28日	2	二山	〈三河〉幡豆郡鳥羽村	倉地勝五郎等	
7月28日	2	二山	〈尾張〉春日井郡上井田村	水野庄九郎	
7月28日	3	二山	〈能登〉羽喰郡岩田村	貝野理右衛門等	
7月28日	1	二山	〈京都〉西京橋詰町	山添鉄藏	
7月28日	3	二山	〈能登〉珠洲郡雲津村	濱野才次郎	
7月28日	1	二山	〈加賀〉金沢三十人町	瀬領善蔵	
7月28日	6	二山	〈加賀〉金沢観音町	境井藝三郎	中雇婢畠屋磯右衛門
7月28日	5	一山	〈佐渡〉佐土	山本口蔵等	
7月28日	8	一山	〈越中〉高岡坂下町	三尾谷長七等	
7月28日	4	二山	--	菅野新作等	
7月28日	2	二山	--	伊領廻国 嫁連二子難題者	外
7月29日	5	二山	〈越中〉布目村	谷邊太三郎	岩長蔵
7月29日	2	二山	〈近江〉滋賀県下近江国蒲生村	森長五郎等	芦理介
7月29日	18	一山	〈越中〉太永田村	藤田助八等	
7月29日	4	二山	〈能登〉鳳至郡市坂村	細川虎間	ミヤ長四郎
7月29日	7	一山	〈越中〉東長江村	南日政七等	
7月29日	6	二山	〈能登〉鳳至郡曾又村	松崎孫之等	
7月29日	5	二山	〈越中〉砺波郡鷹栖村	柴田豊蔵等	
7月29日	4	三山	〈越中〉砺波郡福光	前田孫治等	
7月29日	6	一山	〈越前〉丹生郡三崎村	佐々木甚右衛門	
7月29日	3	二山	〈三河〉保江郡篠塚村	清水逸右衛門	
7月30日	5	二山	〈越中〉躑躅物師沢村中山村	長谷川權兵衛	
7月30日	1	二山	〈近江〉浅井郡南濱村	中川覚三右衛門	
7月30日	1	二山	〈越前〉深見村	福園次兵衛	芦嘉左衛門
7月30日	2	二山	〈越中〉射水郡長坂村	庄屋 三郎右衛門	
7月30日	6	二山	〈越中〉大浦村	原木久八等	
7月30日	32	二山	〈越中〉射水郡鳴村	吉田甚兵衛等	
7月30日	4	三山	〈越中〉射水郡佐野村	林彦三郎等	
7月30日	4	二山	〈越中〉富山西町	松井孫三郎	中大場屋
7月30日	13	一山	〈越中〉上新川小池村	松井七郎右衛門等	
7月30日	7	二山	〈越中〉上金剛寺村	一一	

7月31日	4	—	〈越中〉藏本村	甚四郎		
7月31日	4	—	〈越中〉小原屋村	高山次郎兵衛等		
7月31日	5	—	〈越中〉水橋館	橋本藤七等		
7月31日	2	—	〈越中〉富山相川	高城新七等		
7月31日	8	—	〈越中〉射水郡鞍骨村	竹分忠三郎等		
7月31日	3	—	〈越中〉砺波郡上糸村	濱野長右衛門等		
7月31日	6	—	〈越前〉足羽郡安波賀村	石田嘉左衛門		
7月31日	2	—	〈越中〉高岡	吉川伊三吉等		
7月31日	3	—	〈三河〉国崎投町	口部豊作等		
8月1日	4	—	〈越中〉堀井村	土井重吉等		
8月1日	3	—	〈越中〉水橋東中町	嶋川清介等		
8月1日	10	—	〈越中〉下着候村	中川半七等		
8月1日	2	—	〈越中〉上市	林平三郎等		
8月1日	1	—	〈尾張〉葉栗郡玉井村	宮川嘉右衛門		
8月1日	3	—	〈越中〉壹山千石町	澤村由蔵等		
8月2日	7	—	〈尾張〉知多郡上田村	—		
8月2日	5	—	〈能登〉唐鳴郡久江村	此木庄介等		
8月2日	2	—	〈越中〉高岡勝半町	金田清平等		
8月2日	2	—	〈越中〉射水郡池田新村	清水安五郎等		
8月2日	2	—	〈越前〉今立郡新庄村	松月次左衛門等		
8月2日	16	—	〈越中〉高屋敷村	浮田谷右衛門		
8月3日	9	—	〈越中〉婦負郡中置村	筒口久助等		
8月3日	9	—	〈越中〉砺波郡井波町	大谷政彦等	ミヤ源次郎	
8月3日	8	—	〈越中〉射水姫野村	荒木與四右衛門	宮仁左衛門	
8月3日	6	—	〈越中〉射水郡中伏木村	龍内令右衛門	岩兵蔵	
8月3日	7	—	〈越中〉上新川有金村	浦田伊右衛門等	ミヤ長四郎	
8月3日	13	—	〈越中〉婦負郡大塚村	大田吉三郎等	ミヤ平七	
8月3日	43	—	〈越中〉濱黒崎村	石田六之助等	イワ長蔵	
8月3日	14	—	〈越中〉壹山船橋向古寺町	針原虎次郎等	ミヤ市兵衛	
8月3日	14	—	〈越中〉上市町	廣瀬甚兵衛等		
8月3日	1	—	〈越前〉丸岡	吉村長平	岩兵蔵	
8月3日	4	—	〈越中〉射水郡小杉	高山宗久等	ミヤ太平	
8月3日	12	—	〈越中〉善名村	金山平次郎		
8月3日	3	—	〈越前〉坂井郡布施野村	嶋田作左衛門		
8月3日	30	—	〈越中〉稗田村	岡部喜七等		
8月3日	3	—	〈越中〉富山物輪町	安		
8月3日	4	—	〈加賀〉加北郡	日角村		
8月4日	1	—	〈越中〉富山並新町	神谷省之	アシ嘉蔵	
8月4日	6	—	〈越中〉下新川大崎野村	碓井兵三郎	同	
8月4日	6	—	〈越中〉布目八町	小右衛門	上瀧吉右衛門	
8月4日	15	—	〈越中〉岩瀬埜大村	由井吉兵衛	ミヤ勝蔵	
8月4日	13	—	〈越中〉下新川萩行村	遠通多次郎等		
8月4日	11	—	〈越中〉草嶋村	打田傳右衛門等	ミヤ伊左衛門	
8月4日	10	—	〈越中〉東岩瀬	新村吉兵衛等	アシ孫四郎	
8月4日	11	—	〈越中〉下井野村	源見平八等		
8月4日	2	—	〈越中〉砺波郡安室村	義井久次郎等		
8月4日	7	—	〈越中〉稗田村	早川弥三郎等	アシ庄三郎	
8月4日	6	—	〈越中〉塙越村	長瀬與右衛門等		
8月4日	5	—	〈越中〉射水郡大川	宮崎太平	ミヤ弥三郎	
8月4日	7	—	〈越中〉砺波郡手洗野村	山椎五兵衛等	アシ善四郎	
8月4日	3	—	〈越中〉砺波郡小森谷	福井與平次等	イワ文次郎	
8月4日	1	—	〈越前〉丸岡	長尾與平	ミヤ弥三郎	
8月4日	3	—	〈越中〉善名村	松田弥三郎		
8月4日	8	—	〈越中〉富山船橋向新町	中井善七郎等	ミヤ清右衛門	
8月4日	16	—	〈越中〉射水郡射水村	澤井又右衛門等		
8月4日	15	—	〈越中〉廣野村	大田藤十郎		
8月4日	22	—	〈越中〉沢端村	杉本勇吉等	アシ幸太	
8月4日	3	—	〈越中〉上市	土肥良之助等	アシ次三郎	
8月4日	10	—	〈越中〉大田本郷村	竹内彦右衛門等	同	
8月4日	3	—	〈越中〉砺波郡浅生屋村	八十郎		
8月4日	3	—	〈越中〉中野村	岡本忠左衛門等		
8月4日	4	—	〈越中〉境澤村	中田佐助等		
8月4日	18	—	〈越中〉四谷尾村	土井新三郎等		
8月5日	11	—	〈越中〉下新川山崎村	眞鍋孫四郎	芦善蔵	
8月5日	15	—	〈越中〉下新川若栗村	池田朋友	芦秀儀	
8月5日	5	—	〈越中〉射水郡飯久保村	宮下喜多郎	芦ヤセ	
8月5日	9	—	〈越中〉婦負郡五福村	奥野太左衛門等	太夫 與次兵衛	
8月5日	5	—	〈越中〉今石動	澤井権七等		
8月5日	21	—	〈越中〉婦負郡安田金屋村	吉村庄平等	上瀧善次郎	
8月5日	25	—	〈越中〉婦負郡大竹村	加納九郎右衛門等	ミヤジ儀平	
8月5日	8	—	〈越中〉砺波郡平桜村	中側喜左衛門等	アシ幸太郎	
8月5日	9	—	〈越中〉婦負郡北代村	藤井精次郎	善六	
8月5日	9	—	〈越中〉日中上野村	稻坂與助等		
8月5日	4	—	〈越中〉中野嶋村	小幡平造等	アシ善蔵	
8月5日	4	—	〈越中〉金尾新村	吉川清兵衛	アシ万六	
8月5日	8	—	〈越中〉射水郡屋ナ瀬新村	草開又四郎等	向新庄清次郎	
8月5日	8	—	〈越中〉八尾東町	大井亀三郎等	ミヤジ次郎右衛門	
8月5日	7	—	〈越中〉婦負郡古沢村	嶋崎與次等	万六	
8月5日	18	—	〈越中〉泉村	前川六三郎等		

8月5日	5	—	〈越中〉射水郡小杉	中村次平等	芦甚	
8月5日	9	—	〈越中〉放津ヶ瀬村	成瀬徳右衛門		
8月5日	12	—	〈越中〉富山中野新村	粟嶋長次郎	芦次三郎	
8月5日	4	—	〈越中〉同木町	八川安兵衛		
8月5日	8	—	〈越中〉愛宮町	大町庄助		
8月5日	3	—	〈越中〉中野新村	牧野伊兵衛		
8月5日	8	—	〈越中〉滑川	菅田甚六		
8月5日	3	—	〈三河〉贊飯郡	松下清多		
8月5日	3	—	〈越中〉砺波郡山川村	要茂助蔵		
8月5日	13	—	〈越中〉富山惣側町	大坂直広等		
8月6日	7	—	〈越中〉東水橋	平澤孫右衛門	本郷作右衛門	
8月6日	8	—	〈加賀〉石川明ヶ崎村	與次右衛門等	芦幸三郎	
8月6日	14	—	〈越中〉小杉村	杉田六兵衛等	ミヤ吉右衛門	
8月6日	9	—	〈越中〉金剛寺村	久世次右衛門	岩弥三右衛門	
8月6日	4	—	〈越中〉高岡三番町	里村長次郎	ミヤ平七	
8月6日	5	—	〈越中〉塙屋村	高見皆市郎	宮長兵衛	
8月6日	6	—	〈越中〉多鳴村	宮崎次右衛門等	同人	
8月6日	10	—	〈越中〉富山東堤町	辻ヶ松弥平等	千垣久五郎	
8月6日	5	三山	〈越中〉押場村	太陽庵		
8月6日	12	—	〈越中〉東岩瀬	堀井理助等		
8月6日	3	—	〈越中〉射水郡西藤平蔵村	中崎助右衛門等		
8月6日	9	—	〈越中〉新川岩木村	佐藤兵衛等		
8月6日	4	—	〈越中〉砺波郡金戸村	松田仁右衛門等		
8月6日	14	—	〈越中〉神明村	久助等		
8月6日	4	—	〈三河〉室井郡竹谷村	成瀬久右衛門等		
8月6日	7	—	〈越中〉砺波郡大鳴村	藤沢又兵衛	ミヤシ弥藏	
8月6日	21	—	〈越中〉東大田村	土田甚蔵	ミヤ源次郎	
8月6日	3	三山	〈越中〉富山船橋向	成子清次郎等		
8月7日	1	—	〈備前〉中津寺町	岡佐紋次郎		
8月7日	3	—	〈越中〉野口新村	長瀬宗四郎等		
8月7日	4	—	〈越中〉舟／倉村	岡田孫左衛門等		
8月7日	4	—	〈越中〉高岡金屋町	井水や佐平	イワ長蔵	
8月7日	1	—	〈越中〉富山西四十物町	山ノ野亀多郎	本郷仙左衛門	
8月7日	1	—	〈越中〉水橋町	松葉重吉	同	
8月7日	4	—	〈上野〉群馬郡西国保村	飯塚勝五郎		
8月7日	6	—	〈越中〉富山仁右衛門町	寺崎傳蔵	芦善三郎	
8月7日	8	—	〈越中〉婦負郡上熊野村	馬場嘉右衛門	ミヤ徳兵衛	
8月7日	19	—	〈越中〉新川寺町村	奥野重五郎		
8月7日	5	—	〈越中〉新川赤濱村	瀧川與三郎等		
8月7日	14	—	〈越中〉小出村	中川五郎右衛門等		
8月7日	2	—	〈越前〉南條郡	山本甚衛等		
8月8日	11	三山	〈越中〉横内村	石崎甚太郎等		
8月8日	15	—	〈越中〉上新川皆段村	作内勤右衛門等		
8月8日	3	—	〈美濃〉加茂郡久田見村	大嶋松十郎		
8月8日	11	—	〈越中〉若杉新村	黒田傳右衛門		
8月8日	4	三山	〈越中〉砺波郡瀧村	権右衛門等		
8月8日	25	—	〈越中〉庄院村	石黒助右衛門等	芦嘉蔵	
8月8日	10	三山	〈越中〉射水郡下牧野村	安井藤四郎等	ミヤ清右衛門	
8月8日	3	—	〈越中〉砺波郡中野村	横山與助等		
8月8日	4	—	〈越中〉砺波郡浅地村	川越幸郎左衛門等	岩紋次郎	
8月8日	9	—	〈尾張〉佐布里村	伊藤久兵衛等		
8月8日	14	—	〈越中〉射水郡三十三ヶ村	村田權兵衛等		
8月8日	4	—	〈越中〉魚津	文秀等		
8月8日	2	—	〈越中〉富山堤町	永森佐平等		
8月9日	7	—	〈越中〉弓ノ庄韻村	田中甚七		
8月9日	10	—	〈越中〉船橋向舟頭町	松岡重次郎		
8月9日	8	—	〈越中〉富山南新町	桑谷安左衛門等		
8月9日	8	—	〈越中〉船橋向畠ヶ中村	—		
8月9日	5	—	〈越中〉日俣村	砂田安右衛門	中雇権右衛門	
8月9日	3	—	〈越中〉射水郡姿村	山田熊太郎		
8月9日	7	—	〈越中〉砺波郡綾子村	八十鳩庄右衛門	ミヤ源次郎	
8月9日	11	—	〈越中〉日桑村	堀田九郎右衛門		
8月9日	13	—	〈越中〉竹鼻村	水野四郎右衛門		
8月9日	9	—	〈越中〉国淵村	大橋兵三郎		
8月9日	5	—	〈加賀〉河北郡七野村	村田幸左衛門		
8月9日	6	三山	〈越中〉六道寺町	南間松太郎	ミヤ長四郎	
8月9日	2	—	〈越中〉富山山王町	和泉兼松等	ミヤ市兵衛	
8月9日	8	—	〈越中〉婦負郡住吉村	石川源吾等	岩兵藏	
8月9日	2	—	〈美濃〉鴨ノ郡細目村	仙合幸太郎	芦重ノ永	
8月9日	4	—	〈加賀〉石川県四等巡查	木梨実／斎藤雅直		
8月10日	10	—	〈越中〉新川郡六郎谷	仲名宗助	芦平作	
8月10日	17	—	〈越中〉新川郡内山	米沢与左衛門		
8月10日	12	—	〈越中〉婦負郡野口村	畔門修幸助		
8月10日	4	—	〈越中〉砺波郡安居村	波井孫太郎	宮じ兵藏	
8月10日	3	—	〈越中〉砺波郡四日市村	能日九左衛門		
8月10日	5	—	〈美濃〉乙狩村	庄司長蔵		
8月10日	7	—	〈越中〉東岩瀬町	加語八三郎	芦小三郎	
8月10日	10	—	〈越中〉八尾町	保井栄太郎	黒牧安三郎	
8月10日	3	—	〈越中〉富山柳町	久保庄蔵		

8月10日	15	—	〈越中〉土代村	松本岩治郎		
8月10日	2	—	〈越中〉西岩瀬町	冷木半四郎		
8月11日	9	—	〈越中〉婦負郡飛崎村	吉田加十郎		
8月11日	6	—	〈越中〉下新川郡六郎丸村	中又善兵衛		
8月11日	6	—	〈越中〉上新川郡中かや村	傳助	宮じ兵作	
8月11日	5	—	〈越中〉婦負郡八尾村	—		
8月11日	7	—	〈越中〉上新川郡席之新村	臼井文助		
8月11日	9	—	〈越中〉黒田村	川田治三郎	宮じ長平	
8月11日	8	—	〈越中〉中明村	中城善平	宮じ徳平	
8月11日	8	—	〈越中〉湯上の村	六右衛門		
8月11日	2	—	〈美濃〉石津郡	中岡喜右衛門	芦与治平	
8月11日	7	—	〈越中〉富山荒町	中田源治郎	宮じ権兵衛	
8月11日	20	—	〈越中〉新庄町	—		
8月11日	6	—	〈越中〉月山村	西田六郎平	芦利平	
8月11日	6	—	〈越中〉田林村	下坂伊又衛門		
8月11日	4	—	〈越中〉富山三番町	小西安平		
8月11日	5	—	〈上野〉上州	佐伯治三郎		
8月11日	21	—	〈越中〉黒川村	佐藤口平	宮じ兵蔵	
8月11日	2	—	〈越中〉三日市	加藤万治	松倉者	
8月11日	4	—	〈越前〉越前	山城清平		
8月12日	21	—	〈越中〉舟ノ倉村	—	宮じ源次郎	
8月12日	7	—	〈越中〉種村	山崎弥三郎	芦平太夫	
8月12日	3	—	〈越中〉井かり村	川田喜平	宮じ清右衛門	
8月12日	1	—	〈越中〉ハツ屋村	庄助		
8月12日	15	—	〈越中〉上新川黒牧村	野上久四郎		
8月12日	4	—	〈越中〉射水長坂村	奥田見四郎	宮じ太兵衛	
8月12日	2	—	〈越中〉富山古かし町	室屋善四郎		
8月12日	11	—	〈越中〉小鳴村	小つか口登治	芦利平	
8月12日	3	—	〈三河〉鶴郡明日村	原田瀧平		
8月12日	4	—	〈佐渡〉佐土	坂本兵平	宮じ太平	
8月12日	5	—	〈越中〉下新川松倉村	金公定治郎	芦安兵衛	
8月12日	16	—	〈越中〉二上村	加賀川吉平		
8月12日	5	—	〈越中〉高岡川原町	赤木兼治郎		
8月13日	7	—	〈越中〉婦負郡加賀沢村	孫右衛門	宮じ弥三右衛門	
8月13日	7	—	〈越中〉婦負郡押上村	田中治平	宮じ長四郎	
8月13日	4	—	〈越中〉上市町	湯や		
8月13日	9	—	〈越中〉富山南新町	長沢佐平	芦平左衛門	
8月13日	3	—	〈越中〉加美木町	—	芦藤兵衛	
8月13日	7	—	〈越中〉田川村	山田平五郎	宮じ善六	
8月13日	4	—	〈能登〉八幡村	二村幸治郎		
8月13日	4	—	〈美濃〉上ヶケ村	長谷幸助	芦覺右衛門	
8月13日	5	—	〈越中〉東福沢村	庄右衛門		
8月14日	5	—	〈越中〉中の又村	船本庄作等	宮じ弥右衛門	
8月14日	3	—	〈越中〉尾の村	佐の文左衛門等		
8月14日	1	—	〈越後〉越後	船多伊与右衛門等		
8月14日	3	—	〈越前〉阪井郡稲草村	木田市右衛門等	芦甚九郎	
8月14日	4	—	〈飛驒〉汲下村	上林利平等		
8月15日	1	—	〈信濃〉東舟山村	寺沢助四郎		
8月15日	8	—	〈越中〉砺波郡常クニ村	善生平右衛門	芦角兵衛	
8月15日	2	—	〈能登〉ゆきやう村	木村源藏	芦嘉蔵	
8月15日	3	—	〈越中〉富山東田町	—	芦与助	
8月15日	2	—	〈越中〉富山木町	—	芦与助	
8月15日	4	—	〈越中〉米沢村	林弥助	芦与助	
8月16日	1	—	〈越中〉新庄町	佐伯治吉		
8月16日	3	—	〈越中〉万見村	藤不庄助		
8月16日	3	—	〈越中〉富山惣川町	小池春泉より	無印	
8月17日	11	—	〈越中〉砺波郡立野村	青木清八	宮じ兵作	
8月17日	5	—	〈越中〉婦負郡鵜坂村	徳三郎	宮じ兵作	
8月17日	4	—	〈越中〉塙ノ村	堀右衛門		
8月17日	2	—	〈越中〉富山稻荷町	秤屋清助		
8月17日	4	—	〈越中〉砺波郡上花町	荒木文平		
8月17日	5	—	〈越前〉玄正嶋村	古江吉左衛門		
8月17日	2	—	〈加賀〉金沢城森元町	—		
8月18日	3	—	〈越中〉勘寺村	清水文治郎		
8月18日	4	—	〈越中〉上箱原村	中岡清助	芦弥吉	
8月18日	4	—	〈越中〉中嶋村	月田平三郎	芦弥吉	
8月18日	3	—	〈越中〉内名村	井上伊三郎	芦覺平	
8月18日	8	—	〈越中〉砺波郡大谷都村	中山仁左衛門	芦平太夫	
8月18日	4	—	〈越中〉砺波郡廣世たチ村	加藤四郎平	宮仁左衛門	
8月18日	3	—	〈越中〉川井和シ塚村	木村久兵衛	芦伊三郎	
8月18日	3	—	〈越中〉富山中の町	泊や治助	芦孫四郎	
8月18日	7	—	〈加賀〉金沢城	の村与平		
8月18日	2	—	〈越前〉平尾村	南産左衛門		
8月19日	3	—	〈越中〉砺波郡内嶋村	大橋菊治郎		
8月19日	2	—	〈越中〉求見町(水見町力)	高橋伊右衛門	宮じ源治郎	
8月19日	5	—	〈越中〉砺波郡臼谷村	中村市三郎	芦權四郎	
8月19日	2	—	〈越中〉專光寺村	寺助	宮じ源治郎	
8月19日	3	—	〈伊勢〉舞村	高橋文四郎	金十郎	
8月19日	2	—	〈越中〉倉山村	堤新平	金十郎	

8月20日	2	—	〈越中〉平井村	佐藤弥十郎	芦与治兵衛	
8月20日	1	—	〈越中〉古寺村	為吉	芦与治兵衛	
8月20日	2	—	〈飛驒〉碑尾谷村	中川長吉	宮じ兵作	
8月20日	4	—	〈越中〉八尾町	吉村嘉三郎		
8月20日	4	—	〈越中〉焼山村	水上平蔵	宮じ長蔵	
8月20日	7	—	〈加賀〉金沢木町	小杉宏助	芦万助	
8月20日	9	—	〈越中〉中ノ瀬村	小林吉蔵	芦嘉蔵	
8月20日	5	—	〈越中〉石動町	—	芦嘉蔵	
8月20日	2	—	—	—	茂金小屋泊り	
8月20日	3	—	〈越中〉富山川原町	—		
8月21日	6	—	〈越中〉砺波郡大西村	巾田九郎兵衛等	芦林助	
8月21日	2	—	〈飛驒〉今村	中元喜右衛門	宮路平七	
8月21日	8	—	〈飛驒〉新井村	中平傳兵衛等	芦与助	
8月21日	10	—	〈越中〉龜谷村	金山惣治郎		
8月21日	5	—	〈尾張〉重吉村	末山善兵衛等	芦利助	
8月21日	1	—	〈越前〉新谷村	辻中治郎		
8月21日	5	—	〈越中〉美ノ比村	古立吉兵衛	芦嘉蔵	
8月22日	5	—	〈武藏〉川原明戸村	飯田宗直等	芦利作	
8月22日	2	—	〈越中〉富山山王町	青山長義		
8月22日	2	—	〈越中〉富山開吹町	寺田喜八郎		
8月22日	1	—	〈美濃〉美濃国	清口菊蔵		
8月22日	6	—	〈越前〉川内村	奥左衛門		
8月22日	1	—	〈飛驒〉北子村	土沢和七		
8月22日	3	—	〈信濃〉信州国	—		
8月22日	1	—	〈下野〉貞麻郡村上村	—		
8月23日	5	—	〈越前〉坂井郡愚口村	和田弥右衛門		
8月23日	1	—	〈信濃〉中野郡大納村	竹田本吉		
8月24日	3	—	〈尾張〉正路村	巻川久兵衛等		
8月24日	4	—	〈飛驒〉室村	信野善四郎		
8月24日	4	—	〈越中〉富山七間町	中条十郎兵衛		
8月25日	4	—	〈三河〉愛知県第十五区三河国設楽郡高里村	佐字臺兵衛		
8月25日	4	—	〈近江〉八嶋村	惣代字之		
8月25日	7	—	〈信濃〉長野県下信濃国高井郡第十九大区口小区西条村	間作兵衛		
8月25日	1	—	〈信濃〉松東村	—		
8月26日	2	—	〈越中〉上市町	惣代開発與左衛門等		
8月26日	2	—	〈越中〉砺波郡青嶋村	石黒又兵衛等		
8月26日	2	—	〈遠江〉庵玉郡宮口村	鈴木熊吉		
8月26日	2	—	〈下野〉梁田郡瑞穂野村	—		
8月26日	3	—	〈上野〉日向村	野出臺蔵		
8月27日	0	—	無參詣御座候			
8月28日	3	—	〈信濃〉濃野郡安林村	昇膳房	—	
8月28日	3	—	〈越前〉円生郡水見下村	惣代田嶋重左衛門等	—	
8月28日	1	—	〈越中〉伏き	—		
8月28日	1	—	〈越前〉丹生郡八田村	加波室平		
8月28日	7	—	〈飛驒〉飛州国	—		
8月29日	2	—	〈若狭〉三方郡林浦村	山本新吉等	芦六蔵	
8月29日	2	—	〈能登〉加島郡火打谷村	—		
8月29日	2	—	〈越中〉砺波郡角ヶ利尾村	大原五郎兵衛等		
8月30日	10	—	〈越前〉南條郡旧木村	山本甚右衛門等	中語芦与次兵衛	
8月30日	2	—	二山〈越後〉大野馬郡塙屋村	三郎平	中語平吉	
8月30日	1	—	二山〈三河〉加毛郡	柴田宗次郎	中語平吉	
8月30日	8	—	二山〈近江〉酒田郡上夫村	森吉右衛門等	中語平吉 佐伯五百津泊り	
8月30日	3	—	二山〈能登〉加島郡大町村	八野田与三左衛門等		
8月31日	2	—	〈越前〉刀郡在田村	中川久右衛門等		
8月31日	1	—	〈越前〉深見村	新之助		
8月31日	2	—	〈越中〉高岡町	水口久兵衛等		
8月31日	1	—	〈越中〉新川郡泊り村	仁兵衛		
8月31日	2	—	〈加賀〉野見郡東ト田村	永水三郎等		
8月31日	1	—	〈加賀〉金澤彦村武番町	五十二彦次		
9月1日	2	—	二山〈飛驒〉大野郡小加村	中嶋茂助等		
9月1日	9	—	〈越前〉芦場郡南山村	山口利左衛門等		
9月2日	2	—	〈加賀〉金沢森本町	金友五兵衛等		
9月2日	1	—	〈越中〉利田村	深見掛巖		
9月2日	3	—	〈信濃〉池田郡谷間村	藤原藤之丞等	芦(覚)松蔵	
9月2日	2	—	〈上野〉碓郡上山新村	田嶋角之助等	宮じ弥三郎	
9月3日	11	—	〈越中〉射水郡二塚村	合七郎		
9月3日	5	—	〈越中〉砺波郡福町村	高野与左衛門		
9月3日	5	—	〈尾張〉愛知県丹羽郡曾本村	系藤丹右衛門		
9月3日	3	—	〈近江〉滋賀県坂田郡八日東村	若森宗治		
9月4日	6	—	〈越中〉砺波郡大田村	安念堂右衛門		
9月4日	2	—	〈能登〉鹿嶋郡上村	山岐理助		
9月4日	4	—	〈尾張〉国春加郡三岸村	由山小吉		
9月5日	3	—	〈上野〉具摩県本宗社村	—		
9月5日	1	—	〈越前〉石川県越前国西谷村	桑源與右衛門		
9月6日	2	—	〈信濃〉筑郡山方村	山中治三等	代 20銭	

※表記は基本的に史料のままとしたが、旧字を新字に、地名を国土地理院発行地図における地名表記に則して修正するなどした箇所もある。

王山や石動山などの靈山にその対象が残存している。現代にみられる習俗の成立時期については、いまなお不明であるが、史料的にいえば、明治維新期には、越中国内においてひろく登拝としての「立山信仰」が地域社会の民俗として共有されていたことを示している。

しかしながら、これほど多くの立山登拝者を排出した越中（富山県下）の集落に位置する寺社や家々などから、立山に関する古文書や石碑などの文化財がほとんど見つかっていない。このことが従来、越中（富山県下）の「立山信仰」をあまり問題にすることがなかった最大の要因と考えられるが、出身集落をたどり、丹念な調査を進めることにより、「立山信仰」の新たな一面を解明できるものと思われる。今後の課題としておきたい。

3-2. 「立山信仰」試考

一廻檀配札と立山登拝—

時代の下った大正5年の登山者の県別内訳が『一山社年中議事録』に記録されている²⁸⁾。前節でこの年の立山登山者数が4,129人であったことを示したが、その内訳は富山県（越中）が3,361人と、ここでも他府県に比して群を抜いている。その内訳に基づき立山登山者数が多い順に示しておこう。

石川県485人、愛知県105人、東京82人、福井県18人、京都17人、岐阜県16人、大阪12人と続き、この他は少数ながら14の都道府県²⁹⁾から立山に訪れている。

立山に関する研究史は、しばしば「立山信仰」は全国的な広がりを見せており、という表現をもって評価を与えてきた。高瀬重雄氏も「夏には、全国各地から立山に登峰禅定する人々が、岩崎寺や芦嶋寺に集まってきた」とし、その出身地が前にみたように全国に及んでいることを確認したうえで「文字通り全国各地から集まってきたことがわかる」と結んでいる³⁰⁾。その史料的根拠は『立山禅定人止宿覚帳』

（安政五戌午歳林鏡吉辰日、安政5年（1858）、大仙坊藏）にあり、「武藏・上野・相模・信州・江戸・三河・越前・大坂・能登・加賀・芸州・甲斐・江州・遠州・伊賀・和泉・豊後・越後・豊前・飛驒・伊豆・播磨・丹後・淡路・土佐・出羽」など諸国26ヶ国から、「立山の衆徒・社人の布教勧進によって全国的な広がりをもって参詣者があった」と述べている³¹⁾。

いま、関東甲信越から四国山陰に及ぶ20を越える都道府県から立山登山の記録を見ると、その人数の大小にかかわらず、なるほど「全国的」に展開した信仰と評してよいだろう。とはいえ、講組の代参³²⁾などを考慮すると、必ずしも数的に信仰の程度を計ることは適当でないが、年間10人を下回る出身地域の都道府県の登拝者が確認されることをして、立山登山者全体の大半を占める旧加賀藩領内（富山・石川）とそうした地域を「信仰圏」として同列に扱い、同質に評価することには注意が必要であろう。もとより遠隔地から立山へ登拝に訪れるほうが、立山近郊の集落からの登拝に比して経済的にも負担が大きく、それが立山への篤信性の表われとも解されなくもないが、同時期の四国遍路や西国巡礼の数的事例を想起すると、その数はごく少ないといわざるを得ないのである。

おそらくこうしたことは先学も周知のことであつたと思われる。ではなぜこのような少数の登拝者の数値をもって、「立山信仰」の全国的広がりの根拠と指摘したかが研究史的な疑問として浮上してくる。これには近世立山芦嶋寺の衆徒らによる絵解きによる立山の唱導活動や廻檀配札などが複線にあることは容易に見当がつくであろう。すなわち、芦嶋寺衆徒らは坊家ごとに諸国に檀那場³³⁾を形成し、史実として当該地において廻檀配札を展開していることがよく知られているので、立山登拝が「全国的」に確認できるのもその布教活動に応じたものと推断されてきたと思われる。

本稿では福江充氏の発言にも積極的に注目してお

きたい。近世立山衆徒と檀那場の歴史的実態を飛躍的により鮮明に解明した業績をもつ福江氏は、今日の立山信仰史研究の代表的な研究者の一人として疑いない³⁴⁾。それゆえ福江氏の「立山信仰」に関する指摘に依拠して、その文言を引用する論考や著作が数多く確認されるので、その意味で福江氏の概念規定やその学説などについて、後進の研究者は当該研究分野の発展のために、専門の立場から批判的継承の役回りを求められるからである。

福江氏は近時刊行となった『江戸城大奥と立山信仰』³⁵⁾ のなかで、自身の研究の目的と方向性について、「立山信仰を仮に「情報」としてとらえた場合」と断ったうえで、立山信仰史研究の分野は、

- ①「情報としての立山信仰の内容」
- ②「情報の発信地（芦嶋寺・岩嶋寺）と発信者（芦嶋寺衆徒・岩嶋寺衆徒）」
- ③「情報の受信地（檀那場）と受信者（宿坊家と師檀関係を結ぶ信徒など）」

の要素から成り立ち、①と②だけでは「広義」における立山信仰を理解・解明したことにはならないと述べている。要するに福江氏の問題意識は、しばしば齟齬が見いだされる②と③の両方を俯瞰して、それらの総体が「広義の立山信仰」を明らかにすることなので、とくに芦嶋寺衆徒の江戸時代における勧進活動に関して、加賀藩・幕府の宗教統制、檀那場形成および衆徒の廻檀配札活動を中心に綿密な調査が進められている。

佐伯立光氏³⁶⁾ の早い指摘によると、立山芦嶋寺衆徒は、廻檀の際に「御絵伝」（『立山曼荼羅』）の絵解きを行い、そのなかで過去の悪業を説き、女性に対してはそれを消滅するには立山芦嶋寺の仲宮寺に詣でて懺悔することや布橋灌頂会への参加を勧めたという。さらに立山は阿弥陀の淨土であり、夏季には報謝の禪定を遂げ、山頂で弥陀の来迎を拝み法悦を味わうべき事も勧誘したという。そして立山に訪れた檀那は、それと師団関係を結ぶ宿坊家が自坊に宿

泊させ³⁷⁾、登拝のおりにはその先達を務めることもあったという。

この内容に関して史料的根拠が明示されていないので伝承による記録と考えられるが、廻檀配札において、立山登拝へ勧誘していたことは疑いないであろう。またその勧誘は一夏の立山禅定登拝だけでなく、女性の仲宮寺参詣や布橋大灌頂への参加も含まれていたことは、登拝者数による考察を勧める上においては注意を払う必要があろう。

このようにみると、廻檀配札による師檀関係の形成と立山登拝との関係自体を決して軽視することはできない。しかし立山の特殊な信仰形態と芦嶋寺衆徒が展開した唱導活動に注目が集まるあまりに、諸国の事例と同列に扱われ、加越能領内の人々による自發的登拝・参詣の習俗や山岳宗教的性格が軽視され捨象されることが問題なのである。

立山登拝者内訳で、その大半を占める加賀・能登・越中の地域住民の立山登拝にみられるよう、立山への信仰のあり方は、習俗としての「立山信仰」と位置付けて解釈すべきであろう。

つまり「立山信仰」の概念は、広義にはもとより立山に対する山岳信仰を指すものとしてよいが、しばしばその概念が、習俗としての立山禅定登拝と檀那場における配札との間に十分注意が払われないまま、「立山信仰」として一括りに論じられていることが問題であろう。このどちらかに大きな歴史的変化が認められるとき、にわかに「立山信仰」の「衰退」や「変貌」などと、単線的な議論になりがちだからである。

「立山信仰」が芦嶋寺・岩嶋寺の宗教活動の賜物のようにとらわれすぎると、神仏分離の影響を受けた一山の解体が「立山信仰」に影響し、登拝者らの意識そのものも変化したという従来のほぼ通説化した評価にいたるであろう。しかし、原初的で自発的な立山登拝は、一山の事情も影響するものの、素朴な山岳信仰に依拠するものであり、明治維新以降の神

仏分離令などの新政府の宗教政策によって、立山登拝そのものの性格付けを先学の如く転換したと見なすのは一面的ではないかと考えられるのである。

「立山信仰」は立山衆徒の唱導がなければ立ちゆかない、というものでは必ずしもないのであって、近世立山衆徒による唱導活動はあくまで近世的な民衆の宗教的要求に応じたものという立場から諸問題を再考証する段階に来ている。布橋灌頂会の宗教性について、仏教教義的な側面と宗教民俗的な基層信仰とが十分にすり合わせられるための方法論の構築について議論されていない³⁸⁾ ことも課題である。

小結しておくなら、近世立山の衆徒側の唱導布教活動によって形成された「立山信仰圏」があり、その地域においては「立山信仰」の宗教的内容が定着した世界があったことに疑いはない。けれどもとりわけ近世立山芦嶽寺衆徒が行った「立山曼荼羅」の絵解きや配札などによる唱導布教活動によらなかつた「立山信仰圏」の存在にも十分な注意が払われるべきである。同じ「信仰圏」ではあるが、前者は早くて中世後期頃から急速に形成された世界であり、後者は古代より連綿と素朴な山岳信仰として継承されるなか、近世に登拝の習俗が形成されていった世界であると考えられ、両者には地域社会の制度や宗教的な質的な異なりがあるものとしてとらえるべきであろう。このことを先行研究は十分な配慮を怠ってきたといわざるをえない。「立山信仰」研究の論点が宗教者側の言説や活動、あるいは利権めぐる争論などの内容と歴史的経緯に集中しそぎるあまり、「信仰そのもの」の解釈が棚上げされ、明治維新期の「立山信仰」の解釈が単純な衰退論にしかならなかつたのである。

無論、明治維新期に転換を迫られた「立山信仰」の宗教的内容が神仏習合の思想に基づくものであるとの認識は、先学が指摘するとおりであるが、「立山登拝」には必ずしも唱導による教義的な信仰世界に牽引されるばかりでない、基層信仰としての山岳信

仰に基づく宗教民俗学的な要素が見いだされねばならないことを強調しておきたい。

そこで次項では、「信仰登山」（立山登拝）についても、概略を把握しておきたいと思う。

3-3. 近代立山と「成人登山」

—「信仰登山」（立山登拝）概念—

佐伯幸長氏によれば「昭和初期頃までは一般登山者といえば殆ど村々町々の青年若連中が七八割を占めて、例年経験のある団長幹部が引率して登山した」³⁹⁾ という。

これはいわゆる「成人登山」と称され、近代に習俗化した現象の一つである。すなわち越中男子は16歳前後の年齢になると、「立山参り」をするのがしきたりとされた。立山登頂を果たせば、一人前の若者として社会的に承認され、婚姻の資格も生じたというものである。成人登山に関わる地域的伝承についてここでは先学に譲り詳細に触れないが⁴⁰⁾、佐伯立光氏のように、明治維新を契機として立山は広く民衆に解放され、成人登山の習俗を定着させ、そのことが「大正から昭和にかけて発展をみたスポーツ登山の芽ばえといってよい」と論じている⁴¹⁾ ことにはいささか注意が必要であろう。ここに「成人登山」と「信仰登山」（立山登拝）とを対立概念とする誤認が生じているからである。

とはいって、「成人登山」と「信仰登山」（立山登拝）とを同質に考える指摘も管見に及ぶ。

(ママ)
廃仏棄釈令によって立山の信仰登山が埋没するほど弱いものではなかった。長年にわたってつちかわれた立山信仰登山は、夏山シーズンが来ると多くの登山者を迎える、明治になって越中の成人登山はますます盛んになった。

これは『立山とガイドたち—秘められた近代登山記録一』⁴²⁾ の「一山組織の崩壊」の項にみられる一節である。このような指摘は、明治維新期における立山に関する言説の中で、極めて珍しく、本稿の問題

関心において興味深い指摘である。しかし、同書には同時期の様子について「新しい文明社会への胎動が立山信仰登山を衰退させていったのである」とみえ、やはり「登拝」と「信仰」の議論が乖離したままである。

これらの点に関連して、高瀬重雄氏の次のような認識にも注目したい。

(現代の登山の状況を踏まえた上で)ただ純なるものを求め、真なるものを愛し、高きもの、永遠なるものを渴仰しつつ、山に登ればそれでよいと思う。失われた宗教登山といえども、要は一度は世俗をはなれ、やがて再生するための登山に他ならなかった。

(括弧書筆者)

このように述べている節中で高瀬氏は「立山信仰」

という言葉を一切用いていないが、そもそも「立山信仰」発生の原点を述べるものと解されてよいだろう。

そもそも「信仰」の議論というのは、個別的にその「ある」「ない」を論じられる問題でなければ、何らかの行為をもって「篤い」「薄い」を判断できるものでもない。しかし宗教民俗として集団化し継続化された現象については、その状況を「信仰」としてとらえることが可能である。高瀬氏が「失われた宗教登山」という中での「失われた宗教」は言うまでもなく、立山衆徒らが唱導活動を展開した近世的「立山信仰」であった。本質的に立山に登る人々の精神の基層世界は時代を越えて通底しているとみられる。

4. 明治維新期における芦嶽寺・岩嶽寺の宿坊機能

前にもふれたように、佐伯立光氏が「明治六年頃迄細々ながら立山登拝の宿坊として継続していた家は六軒位」⁴³⁾と述べている。この見解が近年もなお引用されている⁴⁴⁾が、史料的には必ずしもそのようなことはいえない。佐伯安一氏も『日本民俗大辞典』下の「立山登山」の項⁴⁵⁾で、「明治の神仏分離によって立山修験は瓦解し、宿坊経営も衰退した」と明言する。

以下では、近世後期における芦嶽寺・岩嶽寺の宿坊機能を踏まえて、明治維新期における立山信仰史研究の一助として、史料的に明治維新期における宿坊宿泊状況の一端について明らかにしたいと思う。

4-1. 芦嶽寺の事例

立山登拝において往路における登山出立宿坊と復路における下山帰着宿坊は、基本的には同宿坊である。

ところが近世にさかのぼってみると、寛政9(1797)年の石崎古近の立山参詣を記した紀行文『立

山禪定』⁴⁶⁾によると、往路は芦嶽寺権教坊に宿泊し、復路は岩嶽寺覺乗坊に宿泊するという事例もある。

また、文政6年(1823)に立山・富士山・白山の三山を巡礼、いわゆる「三禪定」を果たした尾張藩士の紀行文『三の山巡』(句読点筆者・国立国会図書館蔵)には、

(立山登拝前夜)此夜教覚坊ニ宿ル。此宿も順番にて、村方にも坊にも泊るよし。宿賃一人百五拾文ツヽ。案内のものも同様ニ払遣ス也。米を買って、是又案内ものに持せる也。

とみえ、登山出立時には当番であった芦嶽寺教覚坊に宿るが、下山は立山温泉から芦嶽寺を経由せずに立山を後にしている。もちろん廻檀配札地において師檀関係を結んだ檀那などは特定の宿坊を利用したが、一見の登拝者にあっては、必ずしも往復とも同宿坊を利用するが強い慣例ではなかつたらしい。ともあれ、芦嶽寺の宿坊では岩嶽寺で雇った「案内のもの」(中語)の分も宿泊費を出し、米を買うなど特に芦嶽寺の宿坊は旅支度を整えられる最後の場

だった。

さて、明治7年『立山拝参人止宿改帳』（史料⑥・芦嶺寺雄山神社文書）によりながら、史料的に芦嶺寺の宿坊宿泊受け入れ機能の実態と宿坊毎の出身地について概観しておこう。

- * 以下、旧国名称に続く数字は宿泊件数を示す。
- * 便宜上、通し番号を付した。
- * () 内は旧坊名。
- * 不明とした地域は同名村が複数存在し、地域が特定できなかったもの。

〈宿坊・宿泊件数内訳〉

1. 左膳（権教坊）：越中13、美濃・近江各1、全15件。備考：司宮治（泉光坊）や8/5～8/8は英貞（相栄坊）が登拝者を請負。
2. 有森（実相坊）：越中8、加賀5、能登3、全16件。
3. 一学（三覚坊）：越中8・能登3、全11件。備考：山崎村（現朝日町）
4. 右膳（大乗坊）：越中5、能登3、信濃1、全9件。備考：能登は3件とも羽咋郡。
5. 英貞（相栄坊）：越中10、不明1、全11件。
6. 音男（福泉坊）：越中7、能登2、越後・摂津各1、全11件。
7. 喜聞多（権右衛門）：越中7、能登1、全8件。備考：ほとんど茂利登（教藏坊）が請負。放生津。
8. 金吾（相善坊）：越中13、美濃2、能登・越前各1、全17件。備考：ほとんど左内（宝泉坊）が請負。
9. 主尾（宮之坊）：越中18、加賀2、能登1、全21件。備考：1件復路は不泊。
10. 健弥（金泉坊）：越中8、能登1、全9件。
11. 小源太（宝伝坊）：越中2、加賀4、能登・美濃各1、全8件。
12. 五百津（大仙坊）：越中17、近江2、加賀2、不明4、全25件。
13. 小藤太（一相坊）：越中4、加賀2、安房1、全7件。備考：うち3件は五百津（大仙坊）が請負。

14. 此面（惣吉）：越中8、加賀1、能登1、飛騨1、信濃2、全13件。
15. 右内（教山坊）：越中11、加賀1、全12件。
16. 左源太（等覚坊）：越中2、能登1、全3件。
17. 左仲（宝珠坊）：越中9、加賀・能登各1、全11件。備考：うち3件は武極（武平）が請負。
18. 司宮治（泉光坊）：越中9、加賀・能登・近江・不明各1、全13件。
19. 真永（日光坊）：越中17、加賀3、能登・越前各1、全22件。
20. 多仲（玉仙坊）：越中5、美濃2、全7件。
21. 浪江（平四郎）：越中8、加賀1、全9件。
22. 右門（淨光坊）：越中9、能登2、尾張・美濃各1、全13件。備考：うち1件は清記（教順坊）が請負。
23. 美那登（善道坊）：越中4、加賀3、能登3、全10件。
24. 求官（龍泉坊）：越中9、能登1、全10件。備考：うち7件は直記（教覚坊）が請負。
25. 茂利登（教藏坊）：越中15、加賀・越後各1、全17件。
26. 雪茂利（相真坊）：越中21、加賀1、不明2、全24件。備考：うち1件は左源太（等覚坊）、1件は左内（宝泉坊）が請負。
27. 龍尾（宝龍坊）：越中16、能登2、全18件。
28. 左内（宝泉坊）：越中5、加賀2、能登・伊勢各1、全9件。
29. 左門（泉藏坊）：越中5、加賀2、全7件。
30. 司書（不明）：越中4、美濃1、全5件。
31. 四郎兵衛（文弥）：越中12、不明1、全13件。備考：うち6件は頼母（吉祥坊）、5件は直記（教覚坊）が請負。
32. 清記（教順坊）：越中7、全7件。
33. 正範（不明）：越中1、能登8、全9件。
34. 善右衛門（不明）：肥後1、全1件。備考：真永（日光坊）分。

35. 賴母（吉祥坊）：越中14、加賀2、近江1、全17件。
36. 鉄弥（正怡坊）：越中6、加賀2、能登1、全9件。備考：すべて直記（教覚坊）が請負。
37. 直記（教覚坊）：越中5、加賀1、全6件。
38. 登佐治（善照坊）：越中6、加賀・能登各1、全8件。備考：うち6件は多仲（玉仙坊）が請負。
39. 武極（武平）：越中5、全5件。
40. 宮門（真長坊）：越中10、加賀1、能登4、全15件。
41. 求馬（長覚坊）：越中5、加賀・越後・美濃各1、全8件。

以上、明治7年（1874）の7/17～9/12までの芦嶋寺の宿坊に宿泊した人々の利用状況について、登拝者に対する宿坊を勤めた坊家ごとに、その件数の内訳を示した。この年の夏の芦嶋寺宿泊は全469件、総数3,685人を数えた。

この史料的整理によれば、明治維新期の明治7年夏、芦嶋寺には41軒の宿坊において存在が確認できた。このうち鉄弥（正怡坊）は、すべて直記（教覚坊）分となったことがわかるように、事情により別の坊家が請け負ったケースが散見しているものの、少なくとも40軒には宿泊実績があることがわかった。これによって佐伯立光氏の「明治六年頃迄細々ながら立山登拝の宿坊として継続していた家は六軒位」との指摘には、にわかに領首しがたいのである。むしろ近世後期の享和年間以来の宿坊家（旧衆徒33坊+旧社人5軒+a農家）が、明治維新期には登拝者を分け合いながら、宿坊機能を維持していたことを実証しているといえよう。

では、佐伯立光氏の指摘の本旨は何であったのかが問題である。このことについて数値的には、加越能地域以外からの登拝者の数は必ずしも多くないことがわかる。おそらく近世後期には芦嶋寺衆徒らの廻檀配札活動によって形成された師檀関係による遠隔地から参詣者を芦嶋寺の宿坊家は受け入れていた。

恐らく師檀関係を結んだ者とそうでない者とのあいだに、宿泊時に何らかの差別的接待が行われたとみられる。このことは史料的には判然とせず成立も不明ながら、芦嶋寺の伝承において、師檀関係にある参詣者は「道者衆」、師檀関係にない参詣者は「参連衆」などと、呼称やその装束、膳の色分け等があつたといわれている⁴⁷⁾。佐伯立光氏の6軒とは、伝承上「道者衆」と呼ばれる参詣者・檀那（あるいは代参講）に対する宿坊として機能したという意味であつたろうと推測しておきたい。

ともあれ注意しておきたいのは、どの宿坊においても、登拝者らの出身地が越中（現富山県下）を中心に加越能地域（旧加賀藩・富山藩領内）に集中しており、こうした傾向について明治維新期の特徴とは考えにくく、近世から連綿と続く習俗であり、いわば「あたりまえの状況」であったのであろう。

4-2. 岩崎寺の事例

前項で芦嶋寺の宿坊の状況を概観したが、岩崎寺における宿坊の状況についても同様に見ておきたい。

『三の山巡』（文政6年（1823）、国立国会図書館蔵）によると、

岩崎寺ハ寺式拾四坊有て、其日の当番にて取扱なり。是非此当番へ懸て、山銭も此所にて出せハ請取をさし越を、登山の上、室にて指出す也。山銭壱人百三拾文ツヽ也。此寺にて支度も泊りも出来る也。持參の弁当遣へハ、少しの茶代置てよし。此寺に泊りても百五拾文の由。経文の書たるもの出し、地獄にて血の池へ入よと云。一枚三文ツヽ。其外、山の図をも出す。（後略）とみえている。

これによると少なくとも文政期における立山岩崎寺には、「寺」と称される24軒の坊家があり、芦嶋寺と同様、当番交代制でその日宿泊する宿坊を割り振られていたことがわかる。岩崎寺宿坊の機能は次のように整理できる。

- ①山銭（1人130文）を支払うと室堂で提出することができる。「請取」という領収書を出してもらえる。
- ②立山登拝の支度、宿泊（1人150文）ができる。
- ③弁当を持参すれば、お茶代だけで休憩ができる。
- ④経文（「血盆経」1枚3文）を販売し、地獄谷の血の池地獄に投入するように勧める。
- ⑤山絵図（木版刷の立山縁起・登山案内図）も販売する。

芦嶋寺宿坊では、①はなく、⑤の機能を失った時期があるが、その点、芦嶋寺では『三の山巡』によると媼堂での唱導勧化があったという。

では、芦嶋寺でみたように、明治維新期の岩嶋寺における立山登拝者の宿泊状況を明治5（1872）年『止宿人員調理帳』（史料③・大島延次郎家文書）を例に整理しておこう。

注 芦嶋寺の宿泊状況を示す史料⑥と史料③は、同一の性格の文書ではない。本稿はそもそも両村間の宿泊者の数的比較を問題としていないが、にわかに両村の数値的な比較ができるものではないことを改めて断っておきたい。

- * 以下、旧国名称に続く数字は宿泊件数（延数）を示す。
- * 便宜上、通し番号を付した。
- * () 内は旧坊名。
- * 不明とした地域は同名村が複数存在し、地域が特定できなかったもの。

〈宿坊・宿泊件数内訳〉

1. 官衛（明乗坊）：越中24、全24件。
2. 茂一（一乗坊）：越中10、能登6、不明1、全17件。
3. 多膳（円城坊）：越中6、能登2、不明1、全9件。
4. 敬作（不明）：越中13、佐渡・越前・美濃・飛騨各1、全17件。
5. 多宮（仙光坊）：越中5、能登3、美濃1、不明5、全14件。
6. 宮喜（密藏坊）：越中15、全15件。備考：すべて高岡。

7. 貢（般若院）：越中14、加賀1、全15件。
8. 左一（財智坊）：不明2、全2件。
9. 豊吾（不明）：越中7、能登3、不明4、全14件。
10. 多門（常住坊）：越中16、不明2、全18件。
11. 多二間（不明）：越中10、加賀5、不明4、全19件。
12. 志津磨（中道坊）：越中1、不明1、全2件。
13. 左茂里（南仙坊）：越中7、加賀2、能登1、不明3、全13件。
14. 左治馬（実相坊）：越中7、能登2、全9件。
15. 有馬（円光坊）：越中6、全6件。
17. 数馬（総持坊）：越中5、全5件。
18. 豊二（玉林坊）：越中15、加賀1、全16件。
19. 目林（不明）：越中3、能登3、不明4、全10件。
20. 織衛（実教坊）：越中10、全10件。
21. 鬼三（不明）：越中9、加賀・越後・美濃・常陸各2、越前・尾張・不明各1、全20件。
22. 守衛（藏生坊）：越中16、不明1、全17件。
23. 左賀美（六角坊）：越中1、加賀5、不明1、全7件。
24. 勇（不明）：越中24、加賀5、不明1、全30件。
25. 真衛（覚乗坊）：越中43、遠江1、全44件。

以上、延べ総数2,933人で明治維新期の岩嶋寺には25軒の宿坊が営まれて立山登拝者らを迎えていたことがわかる。総じて879貫900文の収益があり、当該期の岩嶋寺における収支状況について今後経済史的考察が待たれるところである。

さて、岩嶋寺の宿坊においても越中国内（現富山县下）から訪れており、芦嶋寺に比しては加賀・能登の比率がやや高いが、宿泊者はやはり加越能地域（旧加賀藩・富山藩領内等）に集中している。岩嶋寺衆徒は加賀藩領内での出開帳をはじめとする勧進活動を開催していたことはすでによく知られているが⁴⁸⁾、専ら近世における岩嶋寺は藩からの祈祷料や立山山中の山銭や散銭、年毎の初穂料などによって日常渡世はまかなわれていたみられ、芦嶋寺衆徒の活動に

おいて指摘されるように日常渡世のための勧進・勸化⁴⁹⁾に出たのではなかった。岩崎寺の場合、専ら峰本社をはじめ堂舎修復を目的とする御免勧進・相対勧化であって、地域住民による信仰的 requirementsに応じた勧進が展開されたと思われる⁵⁰⁾。

各宿坊に訪れた登拝者には、例えば宮喜(密蔵坊)のように、越中国内でも高岡に限定されている事例

をはじめとして出自に特徴があり、明治維新期の岩崎寺を考える上でも、近世における岩崎寺衆徒の活動と加越能地域(旧加賀藩・富山藩領内)住民の信仰のあり方を解明する上においても、今後に残された分析課題は多い。本稿ではその一部の指摘に留めておきたい。

5. 立山における参詣作法と「中語」

5-1. 近世立山の参詣作法

本節では、明治維新期における立山山中における参詣の作法について、主として「中語」との関係と山上での順路を中心に取り上げたい。

明治維新期の立山登拝のありようを考える前に、ここでも文政6年(1823)『三の山巡』を参考にしながら、近世期の立山登拝の一端について概観しておきたい。

まず、立山岩崎寺からの行程を抜粋しながら見ておこう。

岩崎〈是迄富山より三り余〉。此村出口に案内せんとて大勢出居〈三人迄の案内七百文位。夫より人数多くても荷物さへなけれハ、大勢にても壱人雇、荷物多ハ幾人も雇へし。坊にかかりて頼メハ六百文位にても雇る様子也。又是より三里行、芦クラにて雇もよしといへとも、立山ハ岩倉持の山故、爰にて頼むもよし。雇賃ハ少し高くとも、此所より荷物も持せぬれハ、少しの事にて、これにて雇ふよし。

とみえている。当時の岩崎寺集落では、集落の出口に山案内、いわゆる後述する「中語」や「強力」という稼業の者が、客引きをする光景が描かれている。

その料金システムについて、3名までのグループだと、案内は700文位。3名より人数多くても、荷物がなければ大勢のグループでも1人雇、荷物が多ければ何人も雇うとよい。宿坊を通じて山案内を頼む

と600文位でも雇えること、という。

そして岩崎寺集落のほか、芦崎寺集落でも雇うことができる。しかし(近世)立山は岩崎寺が所有している山なので、岩崎寺で頼むのもよいだろう。岩崎寺で雇うと雇賃は少々高いが、岩崎寺から荷物を持たせるのであるから、金額差は微々たるものなので岩崎寺で雇うとよい、とみえている。

『三の山巡』の一行は、岩崎寺で「中語」を雇っている。その「中語」は道中で様々な唱導を展開した。

途中にて追々咄すにハ、六部、立山へ詣しに、三州某の娘の幽靈出、鐘を上ケ呉候様頼の趣、親元へ通したれハ、鐘を鋤て上たりし也。右鐘に女の髪と着物の袖と附て有しと云。芦崎寺へ行しに、果して此鐘有て、人々詣。右銘を読て見れハ、跡方もなき事にて、途中山師杯のワざにてサイセンヲ取ん為の事か、又は不審の事に思ひ、人足等為出為釣候らハん工ミか。かかる風跡を為致候事ニモヤと思ハる。現在此釣鐘を見ても、銘之趣を讀不得故、いよいよ疑ひを起すものの有ならん。

これによると、「中語」は、いわゆる「片袖幽靈譚」⁵¹⁾を語った。その証拠として、芦崎寺坊家には釣鐘と女性の髪と着物の袖があったらしい。その釣鐘に人々の参詣があったが、『三の山巡』の筆者は、山師らの賽銭を取るための工作などであろうと疑惑の眼差しを寄せている。いずれにせよ、ここで注意すべ

きは、芦嶋寺の唱導話材を岩嶋寺で雇った「中語」が話していたと思われる点である。疑惑の眼差しは、知識人である『三の山巡』の筆者の独自の推察であるのか、将又、岩嶋寺方による芦嶋寺の唱導話材に対する批判的な語りを受けてのことなのか判然としない。しかし「中語」が立山登拝者に対して、実際に豊かな唱導が展開していたことは想像に難くないのである。

そうすると次は、「中語」が「立山信仰」を展開した芦嶋寺・岩嶋寺集落の宗教者と思想的にどれぐらい密接であったかが問題となるだろう。両宗教集落で各々保持・管理していた立山の縁起伝承や唱導話材があり、そのことを「中語」とどれぐらい共有され、どれぐらい支配的であったのかという問題である。このことは、にわかに明らかにし得ないが、本稿では明治維新期の「中語」の実態から、推論を立ててみたいと思う。

5－2. 明治維新期立山の「中語」

佐伯幸長氏は『立山信仰の源流と変遷』の中で、中語という山案内人は坊家の主人に代って案内するという意味だが、明治初期までは坊家に夫々特定の者が附属していたが、後には中語組合ができ、世話人と称する老人が二人手分けして各坊を訪れ明朝登山の依頼者と約束し中語の名を告げていく。中語を頼まぬ者はいない。室堂では食事は一切給与せず、夫々の中語が飯を焚くのであるから中語を伴わず登山することはできないのである。その代り遭難ということは皆無であった。

と伝承を詳細に筆録している。この内容のうち、柳田國男が「中語は字の如く神と人との中にあって語る者」⁵²⁾と指摘しているように「中語」⁵³⁾の語源をめぐる議論もあるが、紀行文をはじめとする参詣記類によって近世後期以降の状況を鑑みれば「中語」という山案内人は坊家の主人に代って案内するという

意味」を以て了解された時代があったとして差し支えない。

さて、佐伯幸長氏の指摘のなかで、次の2点に注目しておこう。

- ①明治初期までは坊家に夫々特定の者が附属していた。
- ②中語を頼まぬ者はいない。(中語が飯を焚くから)という内容である。

以下、このことを検討することを目的にしつつ、明治維新期における「中語」の活動の足跡について、【史料⑨・表①】明治10年(1877)の『拝參人員調帳』(大島延次郎家文書)にその記載が確認できるので、本史料をもとに整理しておきたいと思う。

明治10年の「中語」を集落毎に分け、室堂に到達し宿泊した日付(新暦)を下に示そう。

芦嶋寺

平太夫(7/27、8/12、8/18)、浅右衛門二男(7/27)、小吉(7/27)、理(利)介(7/29、8/21)、嘉左衛門(7/30)、嘉蔵(8/4、2団体、8/8、8/15、8/20、2団体、8/21*)、孫四郎(8/4、8/18)、庄(小)三郎(8/4、8/10)、善四郎(8/4)、幸太(8/4)、次三郎(8/4、2団体)、善蔵(8/5、2団体)、秀儀(8/5)、ヤセ(8/5)、幸太郎(8/5)、万六(8/5、2団体)、甚(8/5)、次三郎(8/5)、幸三郎(8/6)、善三郎(8/7)、嘉兵衛(8/8)、重ノ丞(8/9)、平作(8/10)、与治平(8/11、8/30)、利平(8/11、8/12*)、安兵衛(8/12)、平左衛門(8/13)、藤兵衛(8/13)、覚右衛門(8/13)、甚九郎(8/14)、角兵衛(8/15)、与助(8/15、3団体、8/21)、弥吉(8/18)、覚平(8/18)、伊三郎(8/18)、権四郎(8/19)、与治兵衛(8/20、2団体)、万助(8/20)、林助(8/21)、利作(8/22)、六藏(8/26)、与次兵衛(8/30)、覚蔵(9/2)

以上43名。

岩嶋寺

長蔵(7/29、8/3、8/7)、紋(文)次郎(8/4、8/

8)、弥三右衛門（8/6）、兵蔵（8/3、2団体、8/9）
以上4名。

宮路

伊三郎（7/27）、兵作（7/27、8/11、8/17、8/20）、
吉兵衛（7/27、2団体）、長四郎（7/29、8/3、8/9、
8/13）、源次郎（8/3、8/6、8/9、8/12、8/19、2団
体）、仁左衛門（8/3、8/18）、平七（8/3、8/6、8
/21）、市兵衛（8/3、8/12）、太平（8/3、8/9、8
/12、2団体）、勝蔵（8/4）、伊左衛門（8/4）、弥三
郎（8/4、2団体、9/2）、清右衛門（8/4、8/8、8
/12）、儀平（8/5）、次郎右衛門（8/5）、吉右衛門
(8/6)、長兵衛（8/6、2団体、8/11）、弥蔵（8/6）、
徳兵衛（8/7、8/11）、弥次郎（8/12）、兵蔵（8/10）、
権兵衛（8/11）、三蔵（8/11）、弥三右衛門（8/13）、
善六（8/13）、弥右衛門（8/14）、長蔵（8/20）
以上27名。

上滝

吉右衛門（8/4）、善次郎（8/5）
以上2名。

向新庄

清次郎（8/5）、1名。

千垣

久五郎（8/6）、1名。

本郷

作右衛門（8/6）、仙左衛門（8/7、2団体）
以上2名。

黒牧

安三郎（8/10）、1名。

松倉

松倉者（8/11）、1名。

不明

次郎左衛門（7/28）、稗畠屋磯右衛門（7/28）、大
場屋（7/30）、太夫與次兵衛（8/5）、善六（8/5）、
権右衛門（8/9）、金十郎（8/19、2団体）、平吉（8
/30、3団体）
以上8名。

中語は総じて90名を確認することができた。この
中で「中語」は、しばしば「中雇」とも称されてお
り、明治維新时期において、前に触れたような柳田の
指摘する意味は失われ、「雇い入れた山案内人」とし
ての認識であったと思われる。岩崎寺の「中語」が
少ないので、岩崎寺の宿坊は、宮路集落と密接な関
係にあったことが改めてうかがわれた。

当該時期における「中語」の様子については、從
来ほとんど明らかにされていなかったが、「中語」稼
業をしたもの出自が数ヶ村に分散して存在してい
たことがわかった。明治末には芦嶺寺80名、岩崎
寺・宮路40名、上滝30名、計150名を定め、鑑札を
もって管理されたことが知られるが、その前史は、
これらの集落のほかに、向新庄（現富山市）、千垣
(現立山町千垣)、本郷（現富山市）、黒牧（現富山市
東黒牧）、松倉（現立山町松倉）などに存在してい
たのである。この中で松倉村の中語は「松倉者」と筆
録され、やや蔑視された表現がとられている点注意
が必要であろう。

また「中語」は、一度に複数の異なる出身地域の
登拝者集団を率いることもあつたらしい。明治10年の
宿泊状況については史料的に確認し得ないが、
「中語」との人的関係というよりは、恐らく同一宿坊
家に訪れた集団が急遽組み合わされたものと考えら
れる。

さらに一夏に「中語」として複数回立山案内へ出
る例よりも、単発の稼業が目立っている。

ただ、史料的な問題も残されており、今後、傍証
事例を集積していくなければならない。それにはま
ず、一つは「中語」の名前がこの帳冊に記録されて
いる意味。そして二つは「中語」の名が書き入れら
れているところと無いところがあること。そして三
つは、同一人物とみられる「中語」が、連日にわたり
記録される例が2例確認されたことなどである。

これらのこととは、本史料に記載されている「中語」
が全てを網羅したものであるのかどうかという点で

重要である。もし室堂を訪れた集団を引率した「中語」を全てを網羅しているとすれば、大半の登拝者が「中語」に依らない登山を果たしたということになる。一方「中語」の全てを網羅したものではないとすれば、本史料の記載内容の粗密を露呈し、事実関係の復元が困難となるが、記録された「中語」はなぜ記載されることになったのかが問われるだろう。推測の域を脱しないが、本稿では本史料がほぼ全ての「中語」を記録したものとみておくことにしたい。

いずれにせよ、佐伯幸長氏の指摘のなかで前に2点に注目したが、明治維新期には坊家のない集落を拠点とする「中語」が複数おり、室堂にて認識されていたことから、「明治初期までは坊家に夫々特定の者が附属していた」という指摘は一面的といわねばならない。また「中語を頼まぬ者はいない」ということも、明治維新期には必ずしも「中語」による登拝が主でなかった可能性が出てきたことも合わせて指摘しておきたい。

「中語」はこの後、明治20年頃から『立山中語人夫同盟規約』(岩崎寺延命院文書)によって再編成されたとみられている⁵⁴⁾。立山山麓集落や経営側の言説としては、急速に対応が迫られる近代の立山登山の整備が進んでいく重要な一齣であった。

5-3. 立山禅定登山における参詣作法

明治10年（1877）『拝參人員調帳』には「三山」「二山」「一山」という記述が散見し、これは全ての登拝者に記されていないが、おそらく立山室堂に来た人々は、このいずれかであったと思われる⁵⁵⁾。これは天保15年の金子盤鷗『立山遊記』(正橋剛二『立山遊記・立獄登臨圖記』、1995年、桂書房)に、

絶頂ニ凡ソ三山。辰巳ニ當ル峰ヲ淨土山ト云。
正東ハ本社ニテ、高キ事最大一也。丑寅ニ當ル
ヲ別山ト云。此ヲ當山ノ三山ト云。

とみえ、淨土山、雄山、別山を「三山」と、すでに近世より称したことが知られよく知られている。さらに続けて、

土人ハ三山ニ登ルヲサンヤマヲカケルト云。常ノ登山人ハ本社而已ニテ下ル。余ハ三山ヲカケル也。今日凡二百人斗ノ内淨土山ニ上ルハ二十人斗、其外ハ皆本社へ上ル。別山へ上ルハ僅ニ十二三人而已也。一山ニ一人ニ百文ヲ出ス。山上レハ三百文ヲ室中ノ僧ニ渡事定メ也。

(下線筆者)

という記述がみえており、『拝參人員調帳』【史料⑨】にみえる「三山」「二山」「一山」は、「三山」が淨土山、雄山、別山の縦走登拝、「二山」は淨土山と雄山、そして「一山」は雄山のみの参詣ということではほぼ疑いがないだろう。ただ、金子盤鷗は天保15年において「二山」や「三山」を巡拝することの割合少ないことを筆録しているが、明治10年『拝參人員調帳』の記録では「一山」がむしろ少ない。記述のみられない部分を全て「一山」と見なすことも前後の記述内容から不自然なので、何らかの事由で様相が変化したものとみられるが現時点では判然としない。また傍線部「常ノ登山人」を「(信仰的に)通常の登山人」と読むと、「二山」「三山」を巡拝する人を「篤信の者」とも解されるが、このことについてもう少し検討が必要である。立山三山の巡拝については、三禪定の問題とも関わる見通しを持ち得るので、後日改稿して詳細に検討したいと思う。

6. 立山講社との関わり —講社設立の経緯と「近代化」をめぐって—

6-1. 近世における立山登拝道整備

従来指摘されている近世後期に顕著な立山登拝の群衆状況を、いつ頃まで遡及することができるかについて、史料的に明確ではないのが現状である。今日、岩崎寺雄山神社に貞享3年4月の『新川郡岩崎寺衆徒 立山山頂宝蔵寄付券序一巻』(以下『寄付券記』と略称)とその写し(冊子(26.3×18.5))が所蔵されており、これに立山登拝路の整備費や室堂の法具や食器類などがまとまって寄進されたことが記録されている⁵⁶⁾。貞享年間頃立山登拝者の増加に伴い、立山の環境が整備されていく過程を示す史料と考えられる⁵⁷⁾。

さて、『寄付券記』の冒頭に寄付行為の経緯とその意義を語るこの序文が備わる。序文は曹洞宗の触頭寺院であった金沢大乗寺の円山道白⁵⁸⁾により記され、淨安寺・極楽寺・妙慶寺の淨土三ヶ寺の僧らを願主とする今般の寄進行為に深く賛同するというものである。

これによると寄進の目的は、越中立山への登山の便をはからんがため、「山径茅草」を除き(登拝道の草刈)、「山川藤橋」を造る(急峻な常願寺川に藤橋を架ける)ため、「本州金沢」の「道俗」らが「捨財作券」し、寄進が行われたことがわかる。

『寄付券記』には、序文に続けて三カ条の定書が連なる。それは、

- 一 如左之書面寄附之金銀以利足、每歳道刈藤橋、無懈怠、可令修造之事。
- 一 室堂燈明并敷物等、無油斷可勤之事。
- 一 寄附之金銀、無紛失様ニ、衆徒中入念貸方致吟味、元利無滯、可令相続。若借主手前相違之儀出来、本銀不足於有之者、為連判中補之、可守永代不易事。附連判中及子々

孫々可為同前事。

すなわち、
①書面にある寄附の金銀の利息で、毎年、登拝路の道刈をし、藤橋を修理すること。
②室堂の燈明と敷物(筵)など、油断なく勤めること。
③寄附の金銀を紛失しないように、岩崎寺衆徒らは入念に貸す相手を吟味して、元本を滞りなく相続させるように。もし、借り主と私たちの間に相違することができ、銀元本が不足したならば、岩崎寺衆徒・社人ら連判中としてこれを補い、永代守っていくことは容易くないことである。

追記として、岩崎寺衆徒・社人ら連判中、その子々孫々も同前のことである、と三カ条の定書が掲げられ、「右之趣、無相違様、可相守之。若於違背者、忝可蒙當山權現并末社之冥罰者也。仍連判如件」と括る。このように、貞享3年(1686)4月8日、岩崎寺の常住坊、一乗坊、円城坊をはじめとする岩崎寺24坊家がこの三箇条を承認し、連名し黒印を押しており、以降、岩崎寺の総意として一山組織が維持された幕末まで機能し、継承されたものとみられる。『寄付券記』の写しである冊子本によると、少なくとも文久2年(1862)まで追筆が確認できるので、近世立山登拝路の整備は、基本的には利息によって整備費用が工面されていたのであろう。

6-2. 立山講社の設立

「立山信仰」史的に重要な明治初期の事件として、立山講社の設立があげられる。このことは佐伯幸長氏が『立山信仰における源流と変遷』⁵⁹⁾において早く述べられているところである。また近年では福江充氏が「立山講社の活動—近代化のなかでの模索—」

⁶⁰⁾ で取り上げて以来、ほとんど研究の対象にされていない。しかし本稿の問題意識に即していえば、立山講社の設立をはじめ明治時代の立山芦嶠寺・岩嶽寺一山の変革の歴史的過程に関わる諸問題は、政治史的枠組みのなかでその動向を跡づけるだけでなく、宗教史的転回の画期としてきわめて重要な問題であり、継続的で多角的な分析が求められる。

さて立山講社は、明治13年（1880）5月に、梅野安輝が発起人となり結社にいたった。本稿は明治維新期における「立山信仰」を問題にしているので、なにゆえ明治維新より数年を隔てた「明治13年」に、立山講社の設立という形で一山の経済的組織再編をなさねばならなかったのかという問題が、「信仰そのもの」との連動性において重視されねばならない。

そこでまず、明治13年（1880）5月の『立山講社仮規約』の「結社緒言」を再度確認しておこう。

結社緒言

越中國上新川郡立山峰雄山神社ハ、当北陸道ヲ始メ諸国ノ人民信仰尠ナカラス。元来富士白山ニ比ス可ク靈山神威ナレハ、年々拝參古今變換ナシ。殊更方今婦女ノ登山スルモ年ヲ追テ倍増ス。然ルニ道路ノ嶮難ナルコトハ世人ノ知ル所ニシテ子女ハ勿論總テ信仰ノ者モ之レカ為メ屈折スルニ至ン。是ニ於テ今般同志ヲ募リ該山諸峰及ヒ道路ヲ修繕シ衆庶參拝ノ困難ナカラム事ヲ冀望ス。且古來、山中幽深巖石墨々躡攀容易ナラス。一足跌スレハ、身、無涯ノ澗底ニ墮落ス可キ景況。此戰慄ニ乘シ、魔界地獄等種々抉説ヲ唱ヒ、矇昧民心ヲ威縮セシメ參拝ノ本旨ヲ滅却セシ惡習少ナカラス。是レ遺憾ニ堪エサル所也。今ヤ開明ノ聖運ニ際シ、此ノ訛傳ヲ消除シ、弊害ヲ脱却セント欲ス。茲ニ於テ道路修繕ノ工ヲ起シ衆庶參拝ノ安キヲ旨トシ、到底教化ニ浴シ神護ヲ祈リ鴻恩ノ万分一ヲ報セントス。故ニ規約ヲ設ケ立山講社ト号クル処ナリ。翼クハ信仰ノ諸君速ニ入社協力アラン可ヲ。

立山講社発起人

明治十三年五月

少講義 梅野安輝 謹白

(下線・句読点筆者)

この後に連なる条々をみると確かに立山講員として立山登拝へ誘引する際のシステム作りに主眼が置かれたものとみられる⁶¹⁾。このことについて福江氏は「立山への信仰登山者の獲得によって、近世のような賑わいを取り戻そうとする動きが立山講社の結成であった」と指摘⁶²⁾しており、また、明治5年（1872）3月27日『太政官布告』（第98号）を始めとする「女人結界撤廃」や祈祷による医療行為の等の教部省達書等にみられる一連の宗教政策を背景にしながら、この緒言の解釈として、次のように述べている。

当時は好ましからざる宗教活動は排除され、祈祷禁厭の取り締まりが行われた。これを背景として、「魔界地獄等種々抉説ヲ唱ヒ矇昧民心ヲ威縮セシメ參拝ノ本旨ヲ滅却セシ惡習少ナカラス是レ遺憾ニ堪エサル所也今ヤ開明ノ聖運ニ際シ此ノ訛傳ヲ消除シ弊害ヲ脱却セント欲ス」といった文言からも窺われるよう、立山信仰に関する旧来の迷信的な伝承等を払拭することを提唱している。

このように、立山講社は「近世のような賑わいを取り戻そうとする動き」において起案され、「立山信仰に関する旧来の迷信的な伝承等を払拭すること」を目指したと解するならば、「新政府がうちだした神仏分離や神社制度整備などの政策により、神仏混淆の立山信仰は壊滅的な打撃をうけ、急速に衰退の道をたどりはじめた」という見解に至ろう。この場合、明らかに新政府の政策によって信仰そのものが変質したという立山信仰史上の歴史認識が固定化される。しかし、今一度「結社緒言」を見ると、

年々拝參古今變換ナシ。殊更方今婦女ノ登山スルモ年ヲ追テ倍増ス

とあり、明治維新期の立山登拝者の減少を読むこと

はできず、むしろ従来の立山登拝者数は現状維持したうえで、近年の女性立山登拝者の増加傾向をいうのであって、少なくともこの文言から「近世のような賑わいを取り戻そうとする動き」に至る状況をうかがうことはできない。但し、参詣者数については本稿第2節でも見たとおり、極端な減少を示していないが、やや減少傾向にあったことは史料にあらわれている。

魔界地獄等種々抉説ヲ唱ヒ、矇昧民心ヲ威縮セシメ参拝ノ本旨ヲ滅却セシ惡習少ナカラス。是レ遺憾ニ堪エサル所也。今ヤ開明ノ聖運ニ際シ、此ノ訛傳ヲ消除シ、弊害ヲ脱却セント欲ス。

この文言を受けて、先学は「立山信仰に関する旧来の迷信的な伝承等を払拭すること」を講社が目指したと解するのであるが、緒言は従来の立山登拝者数は現状維持したうえで、近年の女性立山登拝者の増加傾向を述べて、

然ルニ道路ノ嶮難ナルコトハ世人ノ知ル所ニシテ子女ハ勿論総テ信仰ノ者モ之レカ為メ屈折スルニ至ン。

とし、「道路ノ嶮難」が登拝者の妨げになっている現状に触れ、

是ニ於テ今般同志ヲ募リ該山諸峰及ヒ道路ヲ修繕シ衆庶参拝ノ困難ナカラム事ヲ冀望ス。

とあり、「道路ヲ修繕」して立山登拝路の整備のための結社であると標榜している。このように立山登拝路の整備が必要な状況にあることを枕にしつつ、

且古來、山中幽深巖石墨々躡攀容易ナラス。一足跌スレハ、身、無涯ノ澗底ニ墜落ス可キ景況。

といって、もとより立山の嶮しく登拝容易ならず、近年の登拝路は特に一步間違えば崖下に転落するような危険な状況であり、

此戰慄ニ乗シ、魔界地獄等種々抉説ヲ唱ヒ、矇昧民心ヲ威縮セシメ参拝ノ本旨ヲ滅却セシ惡習少ナカラス。是レ遺憾ニ堪エサル所也。今ヤ開明ノ聖運ニ際シ、此ノ訛傳ヲ消除シ、弊害ヲ脱却セント欲ス。

と件の文言がここに連なる。文章として緒言を解するなら、現況としての危険な登拝路で事故が起こると、「魔界地獄等種々抉説ヲ唱ヒ、矇昧民心ヲ威縮セシメ」るというのであって、近年の登拝路の荒廃による付け焼き刃の「抉説」が横行し、それが近年特に登拝者を「威縮」させていると読むことができる。このような「参拝ノ本旨ヲ滅却セシ惡習少ナカラス」という弊害が加速してきているという現状を訴えている。これに続けて「此ノ訛傳ヲ消除シ、弊害ヲ脱却セン」と続くので、確かに先学のいうようにこの文言が、「立山信仰に関する旧来の迷信的な伝承等を払拭すること」と解されなくもない。しかし、緒言は「茲ニ於テ道路修繕ノ工ヲ起シ衆庶参拝ノ安キヲ旨ト」するとあるので、登拝路の修繕さえ実現すれば、人々の登拝が安全になるといつており、必ずしも「旧来の迷信的な伝承等を払拭する」ことを主たる意図としたのではなく、ここでは明治以来の登拝路荒廃による付け焼き刃の「抉説」の横行を無くするための、登拝路の整備費の工面に本旨があつたとみられるのである⁶³⁾。

要するに、立山講社の結社緒言による限りでは、新政府の宗教政策によって、立山の組織も信仰も忽ち転換したのではなく、立山の宗教者らは組織的には打撃を受けて、前項でみたように、かつて岩崎寺衆徒が寄進や利息、または賽銭などでまかなってきた登拝路の整備費の捻出に苦心することになったが、信仰そのものが組織的改編に即従属する問題ではないと考えられる。

無論、明治中期以降の成立とみられる『大仙坊檀家供養帳』(芦嶋寺一山会文書、大仙坊保管)⁶⁴⁾などによれば、愛知県下を中心に旧来の檀那場が継続されていることが実証的であり、檀那場経営の問題も重要であることを否定しない。その上で、福江氏は「立山講社は、明治新政府の政策の影響を受けて崩壊した旧来の立山信仰を中心とする宗教組織を、結

社の結成により立山雄山神社信仰の名のもとに再編し、江戸時代に芦嶋寺衆徒が諸国で行った廻檀配札布教に基づく講組織や旧縁を復活させ、立山への信仰登山者を獲得していくこうとするものであった」とする見解⁶⁵⁾を示している。しかしかかる推断は、明治維新を経てもなお継続される、立山登拝による結

縁を本願とする山岳信仰としての「立山信仰」の重要な側面を捨象してしまいかねない芦嶋寺宗教史偏重の考察による結論であり、やはり継続的で多角的な議論が求められる課題であることを指摘しておきたい。

7. おわりに—立山神仏分離と信仰をめぐる議論

7-1. 明治維新期「立山信仰」の史料的新知見

以上、「立山信仰」研究を推進する上で、先学によって提唱され積み上げられてきた従来の問題設定と見解に敬意を払いながら、なるべく批判的に継承しようと試みた。

特に本稿では、神仏分離令による廢仏毀釈によって壊滅的な打撃を受けたとされる明治維新期の「立山信仰」を取り上げ、新出史料である大島延次郎家文書を活用し、可能な限り多角的に検討を加えた。本論中で述べてきたことや導き出された課題などを再度整理して、以下まとめに替えたいと思う。

7-1-1. 立山登拝の数的結論

明治維新期における明確な立山登拝者数が知られる史料として、残念ながら同一性格の文書で数年にわたるもののが現存していない。芦嶋寺や岩嶋寺の宿坊にそれぞれ宿泊した人数などを記した史料や、室堂を訪れた際に登拝者の人数と出自を記録したものなどが、バラバラに存在しているのが現状である。

しかしながら、これらの現存史料を俯瞰する限りでは、おおよそ次の表②のように整理ができる。

表② (単位人)

史料番号・年	芦嶋寺泊	岩嶋寺泊	室 堂	備 考
①慶応3	3,482	—	—	
②明治4	—	—	5,839	
③明治5	—	延2,933	—	
④明治6	—	延3,062	—	
⑤明治6	—	—	6,629	

⑥明治7	3,685	—	—	
⑦明治7	—	—	1,332	8/5～ 8/11
⑧明治8	1,856	698	—	
⑨明治10	—	—	2,353	

明治維新期、立山へ登拝した人々は、年間6,000人程であった。けれども明治8年や同10年頃には、確かにその総数は2,000人台へと落ち込んでいたとみられる。しかし大正12年頃の変動を鑑みれば、年毎の諸要因による変動と考えられ、「立山信仰」を唱導した芦嶋寺・岩嶋寺集落の組織的崩壊による「立山離れ」とも評されるような、極端な減少傾向にあるとはいえない結論づけたい。

なお、明治5年に禁の解かれた女性登山について、少なくとも明治10年頃までは、爆発的な増加が確認できない。明治13年の立山講社「結社緒言」に「年々拝參古今変換ナシ。殊更方今婦女ノ登山スルモ年ヲ追テ倍増ス」と見えていたが、立山への登拝者数に関するこの事実確認について、今後の検証が必要となろう。

7-1-2. 立山登拝者の出身地

芦嶋寺が形成した檀那場から立山登拝に訪れた事例も多い。また宿坊家と師檀関係を結び、その関係において立山登拝に訪れた際には「道者衆」⁶⁶⁾として歓待されたという伝承にも注意が必要である。この呼称自体がいつから成立しているものかは不明であるが、師檀関係の有無による接待の差別化自体は、

明治以降に成立したものではなく、檀那場経営を展開した近世に十分さかのぼる内容であろう。とすれば、遠隔地の檀那場の檀那やその場に形成された講組の代参の人々を含めて新参の人々を積極的に獲得し、芦嶺寺一山でその情報を共有しようとしたことは、安政5（1858）年『立山禪定入止宿観帳』（大仙坊蔵）からわかる。本史料はもともと宝泉坊蔵であったが、佐伯幸長氏が昭和30年5月に寄贈されたものであるとの貼紙が確認できる。また天保12（1841）年以降、加越能以外の諸国を出自とする新参の立山登拝者の記録を大正9年まで綴っているのが特徴であるが、新参の人々の全てを網羅したものではなく、特に越中国内を出自とする人物の記録が比較的少なく、記載には何らかの意図があったものと思われる。

ともあれ本史料の明治7年の箇所と【史料⑥】明治7年『立山拝參入止宿改帳』（芦嶺寺雄山神社文書）を照合すると、宝泉坊に宿泊した人物の日付と出自と名前が部分的に一致する。記録されている人物とされない人物の差において、宿坊と立山登拝者の出身元との関係がより明らかにされるものと思われるが今後の課題としておく。

本稿では、明治4年には、村名のみで国元が判然としない地域を排除しても、越中国内町・村の出身とみられる件数は609件中、少なくとも476件あり、さらに明治10年においても、登拝者のグループ385件のうち271件が越中国内の町・村を出身することがわかり、ついで越前24件、加賀・能登14件あり、明治維新时期においても立山登拝者の内訳は、越中国内出身者を中心として、旧加賀藩領内である加越能地域が実に80%にせまる高い割合を示していることを明らかにした。

明治維新时期における立山登拝者の大多数を「富山県人」（富山県民、越中出身者）が占めるという「伝承」が史料的に裏付けられたことのみならず、現富山県の呉西・呉東を問わず、面的な広がりをもって

立山へ登拝するという信仰習俗が慣例化していた様相がうかがわれた。

主として近世以降の「立山信仰」に関する議論では、諸国檀那場における配札と『立山曼荼羅』を用いた諸国檀那への唱導と立山登拝への誘引が「立山信仰」の特徴とされてきているが、他方では、越中・加賀・能登などの北陸地域住民の自発的な山岳信仰が、少なからず近世の立山信仰を支えていたことがよくわかるだろう。

では、多数の立山登拝者を排出した加賀・越中・能登地域における「立山信仰」の淵源はどこまでさかのぼれるかについてが次の問題となろう。

貞享2年の『寄付券記』に岩崎寺を通して加賀金沢の人々を中心に、諸国から立山に大規模な寄進が行われている。史料的な制約により、近世前期以前の「立山信仰」の諸問題は未だ不明な点が多く、『寄付券記』において寄進に名を連ねた人々が、立山といかなる関わりを持っていたのか判然としないのである。

けれども、多くの立山登拝者を排出した加越能地域をはじめとして、立山の実景を望んで生活を営んでいた地域に「立山信仰」の痕跡が見出されないはずはないだろう。その対象は「成人登山」であり、「冒険登山」であり「軍事教練」であり、民俗化した習俗を丹念に分析していくことも課題に挙げられる。

7-1-3. 立山山麓集落の旧坊家と中語

佐伯立光氏の「明治六年頃迄細々ながら立山登拝の宿坊として継続していた家は六軒位」とする見解を受けて、史料的な検証をした結果、その翌年の明治7年段階には、芦嶺寺40軒、岩崎寺25軒の宿泊実績が見られた。かかる指摘が何に基づくのか未だ明らかではないが、この指摘は明治維新时期の「立山信仰」の衰退状況を示す格好のフレーズとして、従来、様々に引用してきたことを考えれば、明治維新时期の「立山信仰」と「立山信仰」の内容そのものを問

い直す意味でよく議論されてなければならない歴史認識である。

また明治維新期の「中語」の様相についてもその一端を明らかにできた。「中語」は総じて90名おり、芦嶋寺、岩嶋寺、宮路、上滝のほか、向新庄（現富山市）、千垣（現立山町千垣）、本郷（現富山市）、黒牧（現富山市東黒牧）、松倉（現立山町松倉）などにも存在していたことがわかった。数的に岩嶋寺の「中語」は少ないので、岩嶋寺坊家は特に宮路集落と密接な関係にあったと思われる。また「中語」は一度に複数の異なる出身地域の登拝者集団を率いることもあったこと、単発の稼業のものが多いことなど、明治中期に「立山中語人夫同盟規約」が結ばれ、再整備される前史として、さらなる実態検証があつてよいだろう。

佐伯幸長氏による「明治初期までは坊家に夫々特定の者が附属していた」という指摘と「中語を頼まぬ者はいない」という2点の指摘に着目したが、明治維新期には坊家のない集落を拠点とする「中語」が複数おり、室堂にて出自と名前が認識されていたことから、立山登拝者と「中語」の関わりの内実については、今一度ひろい情景描写ができる可能性が出てきたことも合わせて指摘した。

7-1-4. 立山講社の設立について

本稿は、明治維新期の立山登拝を問題とするので、明治13年の立山講社の結社について、その結社の歴史的意義を問う必然性が出てきた。

従来、立山講社は「近世のような賑わいを取り戻そうとする動き」において起案され、「立山信仰に関する旧来の迷信的な伝承等を払拭すること」を目指したと解してきた。したがって「新政府がうちだした神仏分離や神社制度整備などの政策により、神仏混淆の立山信仰は壊滅的な打撃をうけ、急速に衰退の道をたどりはじめた」という見解が研究史に深く刻まれ、明治政府の政策によって信仰そのものが

変質したという立山信仰史上の歴史認識が固定されてきた。

しかし、明治13年（1880）5月の『立山講社仮規約』の「結社緒言」によると、異なった解釈が可能である。すなわち本稿で実証したように、明治維新期の立山登拝者が減少していないことに加え、近年の女性立山登拝者の増加傾向を述べ、「道路ノ喰難」が登拝者の妨げになっている現状に触れ、「道路ヲ修繕」して立山登拝路の整備のための結社であると標榜している。そして立山登拝路の整備が必要な状況にあり、そもそも喰しい立山登拝であるところに、近年の登拝路は特に危険な状況で、その登拝路で事故が起こると、「魔界地獄等種々抉説ヲ唱ヒ、矇昧民心ヲ威縮セシメ」という付け焼き刃の「抉説」による脅しが横行し、それが近年特に登拝者を「威縮」させていると読める。

つまり、神仏分離令によって宗教集落の組織は解体し、近世において岩嶋寺衆徒が寄進や利息、または賽銭などでまかなってきた登拝路の整備費の捻出に苦心することになったが、信仰そのものが組織的改編に即従属する問題ではないと考えられるとした。

7-2. 「立山信仰」の考え方と今後の課題

本稿では、再三にわたり仏教的思想の衰退と世俗化が直ちに同じでないこと。また、仏教色の排除と「立山信仰」の衰退がにわかに同調しない見通しについて検討してきたつもりである。

立山山中での奇瑞や怪異譚をはじめ、開山縁起や地獄語りをもって勸善懲惡を唱導して、まさにその内容が「立山信仰」であり、その「立山信仰」を諸国に弘めた立山山麓集落の活動内容が、政治史にも宗教史的にも極めて重要な意義を持っていることはもはや言うまでもない。しかしこれはあくまでも一面であり、やはり明治維新を経てもなお継続され、立山登拝による実践的な結縁を本願とする、山岳信仰としての「立山信仰」という側面もあることを見

逃してはならない。後者の側面が捨象されると、明治期以降の現象がにわかに「脱宗教」や「近代化」などと大切な議論が単純化され、立山から仏教色が排除され世俗化し近代化を遂げたという単線的な認識のまま硬直化し、明治維新期における現象の本質を見通せないだけでなく、「立山信仰」の本質をも十分に明らかにすらことができないだろう。

近世後期における立山への登拝者の精神性の議論として、明治維新前後の動搖などとして、すでに登拝者の間で仏教的思想の衰退と見なす向きがある。

近世後期の芦嶋寺の廻檀配札において、民衆世界において仏教的思想の衰退のなか、かかる配札が成り立っていたとするなら、その宗教的な実は何であったのか。芦嶋寺の廻檀配札については福江氏の膨大な成果からその具体相が明らかになっている⁶⁷⁾。福江氏の学問的成果が基本となって、実際に様々な課題が立ち上がってくるのである。

さて立山衆徒による唱導では、常に「峰に九品淨土」・「弥陀三尊」・「谷に地獄」などが常套句で、これは嘉永7年に岩崎寺延命院玄清の手になる『立山手引草』にも色濃く表れており、勸善懲惡が唱われ、全面に仏教色に彩られている。生涯一度は立山参詣をと促し、決定浄土往生を説くのは、立山でも諸国檀那場でも行われたとみられる。

近世後期に及べば、知識人による立山を題材に採った文学作品がいくつか残っているが、それにしばしば立山の言説空間に対する批判が込められている表現が散見する。このこともしばしば仏教的思想の衰退と見なされているのである。漢学者小杉復堂(1855~1928)のように明治期に三禪定(富士山・立山・白山)や諸国靈山を踏破した人物の記録に、儒学者的発想におけるものが確認されていることなどの影響もある。

そもそも「立山信仰」は紛れもなく山岳信仰の一形態である。山岳信仰はその成立過程において、修驗道史研究の立場から検証されている⁶⁸⁾。特に五来

重氏は、山岳信仰や修驗道の現象を「庶民信仰の論理」で鋭く読み解いている⁶⁹⁾。五来氏の理解を整理すれば、そもそも民衆は「地獄觀」というものを僧や宗教者、つまり知識人から教えられたものではないとする。民衆にとっては、現実生活の不幸の原因は、罪やケガレなどの罪業の報いであるという精神構造があり(現報の論理)、民衆は、罪は現世だけでなく、来世の応報もあってそれを「地獄」と観念したという。これを基層として、知識人によって十王信仰や法華經信仰など教理・哲理が混ざり合って、「立山地獄」が形成されたといえよう。土着した仏教民俗は民衆信仰そのものであるが、宗教者の言説に注目が集まり「世俗化」の議論だけが加速すると、宗教民俗学的考察がなおざりになることが多い。

「立山信仰」の諸現象に向き合い、その解釈は民衆信仰における「山中他界觀」や「擬死再生儀礼」など、五来重氏が確立した学説によるところが多いにもかかわらず、「立山登拝」の民衆信仰を置き去りにしてきたといえよう。このことが問題化されれば、次は方法論的な検証段階に入る。「立山信仰」研究の「新たな」段階は、時代相を踏まえた衆庶の生活文化と宗教者との相關関係から導き出されてくる見解の積み重ねによって、編み上がってくるものと思われる。

「立山信仰」の概念は常に問い合わせなければならない。近年の幕末維新期における「立山信仰」の研究史を紐解けば、やはり「立山信仰」が芦嶋寺・岩崎寺の宗教者側の言説や経済的宗教活動、そして利権の獲得などに注目が集まりすぎた感があるのは否めないだろう。これらの研究自体は、もとより意義深くさらに充実した成果が求められるが、自發的な民衆信仰としての地域的な「立山信仰」に注意が払われるべきである。

本稿は新出史料を用いて、明治維新期における登拝者の実態を明らかにし、先学が指摘してきた神仏分離令による廢仏毀釈の影響をとともに受けた立山芦

嶼寺・岩嶼寺一山の解体が、そのまま「立山信仰」に影響し、登拝者らの意識そのものも変化したとする考え方に対して疑問を持ち、批判を加えつつ実証的に検証できたのではないかと思う。本稿ではほとんど言及できなかったが、立山において「女人禁制」が解かれたことが持つ意味が、民衆レベルにおいて「立山信仰」としていかほどであったか、今後の検討課題である。このことも政治的な介入によって、解かれて激変した内容の一つであるが、すでに寛文年間から始まる神仏分離思想や、近世後期頃から始ま

る諸国霊山での女人禁制の限定的解除など、全体史において考察していくことが本論中であげた多数の課題も含めて今後の課題である。

今後の研究では、近世立山衆徒の唱導は、あくまで民衆の宗教的要求に応じたものという分析の方向性が注意される。

本稿では、先行研究の誤読を恐れず、いくつもの検証作業が不十分なまま述べた内容も多いが、「新たな」段階へ向けた試みとして御寛恕いただき、先学諸賢のご叱正を仰ぎたい。

註

- 1) 「立山信仰」研究について浅学の筆者には、研究史的現状を十分に捉えきれてないとの誇りを免れないが、ここ2、3年の動向に限定しても「立山信仰」に関する史料紹介がいくつか出ている。たとえば、奥澤真一郎「『狂歌百物語』にみる江戸時代後期の立山観」(『研究紀要』第18号、2011年、富山県[立山博物館])、杉本理恵「資料紹介「芦嶋寺の媧尊と淨頬梨鏡—立山町五百石天満宮の淨頬梨鏡について—」」(『富山史壇』第165号、2011年、越中史壇会)、野口安嗣「成巽閣所蔵の立山岩崎寺史料」(『研究紀要』第18号、2011年、富山県[立山博物館])、拙稿「近世中期における立山来迎信仰に関する覚書—新出史料『立山来迎仏』(金沢妙慶寺蔵)をめぐって—」(『研究紀要』第16号、2009年、富山県[立山博物館])、福江充「芦嶋寺宿坊家の尾張国檜那場と三禪定(富士山・立山・白山)関係史料」(『研究紀要』第17号、2010年、富山県[立山博物館])、同「石造物資料にみる江戸時代の三禪定」(『山岳修験』第48号、日本山岳修験学会、2011年8月)など。
- 2) 拙稿「「三禪定」考—成立と『三の山巡』にみる実態—」(『研究紀要』第17号、2010年6月、富山県[立山博物館])、同「越

中立山温泉と略縁起—温泉の整備・経営と女人禁制をめぐって—」(堤邦彦・徳田和夫編『遊楽と信仰の文化学』所収、2010年11月、森話社)、同「中世「三禪定」覚書—三禪定研究のゆくえ—」(『研究紀要』Vol. 18所収、2011年6月、富山県[立山博物館])。福江充「江戸城大奥および諸大名家と布橋灌頂会」(『富山史壇』第161号、越中史壇会、2010年3月)、同「最後の飛彈郡代新見内膳正功と立山信仰—特に芦嶋寺宝泉坊との関係を中心に—」(『富山市日本海文化研究所紀要』第24号、富山市日本海文化研究所、2011年3月)、同「立山曼荼羅の絵解き再考—芦嶋寺宝泉坊衆徒泰音の「知」と御絵伝(立山曼荼羅)招請を觀点として—」(『研究紀要』第18号、富山県[立山博物館]、2011年3月)、同「最後の飛彈郡代新見内膳が芦嶋寺宝泉坊に宛てた書状」(『富山史壇』第167号、越中史壇会、2012年3月)。米原寛「文学にみる古代・中世の地獄思想と立山」、同「検証「立山開山」について」、同「加賀藩の宗教政策と芦嶋寺・岩崎寺」(以上『研究紀要』第16~18号、2009~2011年)、野口安嗣「岩崎寺衆徒の身分支配」(『研究紀要』第17号、2010年)、久保尚文「「立山開山」と園城寺—越中地域史研究の原

- 点⑤」、同「佐伯有若「立山開山」と東大寺—越中地域史研究の原点⑥」(『富山史壇』第166~167号、2011年)、山本義孝『立山における山岳信仰遺跡の研究』(2009·2010年度富山県[立山博物館]調査研究委託業務報告書)、日沖敦子『越中における『熊野の本地』絵巻の展開』(2011年度富山県[立山博物館]調査研究委託業務報告書)ほか。
- 3) 2006年に刊行された『山岳信仰と日本人』(NTT出版)の第2部に「立山信仰研究への新たな展開」が立てられ、人文・自然科学など多角的な論考が寄せられているが、「立山信仰」の本質的な議論には立ち入っていない。
- 4) 多岐にわたり、これを簡単に整理するのは乱暴にすぎるが、平成3年以降、研究拠点として立山博物館が整備されて以来、持論を展開した研究者には、例えば、岩鼻通明氏、佐野賢治氏、米原寛氏、福江充氏、鷹巣純氏、高達奈緒美氏、由谷裕哉氏、海外では近年、Irit Averbuch "Discourses of the Reappearing-The Reenactment of the "Cloth-Bridge Consecration Rite" at Mt. Tateyama" ("JAPANESE JOURNAL OF RELIGIOUS STUDIES", JJRS, volume38, Number1, 2011) が

ある。

5) 「立山信仰」に関する研究史は膨大である。本稿では詳細な研究史的整理を置かず、問題関心に即した主要な言説を適宜とりあげていく。「立山信仰」研究の全体については文献目録は福江充「立山信仰史研究文献目録」(『山岳修験—立山特集』第20号、1997年11月) を参照。

6) ここでは佐伯立光「立山における登山の歴史」(立山黒部地区学術調査報告1976年3月)

7) 高瀬重雄『立山信仰の歴史と文化』(名著出版、1981年)

8) 廣瀬誠『立山のいぶき一万葉集から近代登山事始めまでー』(1992年11月、シー・エー・ピー)p257

9) 高瀬重雄「立山における衆徒・社人の経済基盤」(前掲『立山信仰の歴史と文化』所収) のなかで、佐伯立光・幸長氏の廃仏毀釈・神仏分離が立山権現信仰そのものに決定的な衰退をもたらしたと説くことに触れ、「しかし、同時に考えなければならないのは、明治維新に続く廢藩置県によって、従来藩主かの前田氏からうけっていた外護がなくなり、立山信仰集団としての経済的な基盤に一大変動が生じたという事実である」との指摘は傾聴すべきであるが、残念ながら「立山信仰」の議論へはこの他でも言及されていない。

10) 岩鼻通明氏も辞典項「立山信

仰」(『日本民俗大辞典』下、吉川弘文館、2000年) のなかで、「山麓に芦嶋寺・岩嶋寺の二つの宗教集落が存在したが、明治の神仏分離以降は衰退した」と指摘する。この「衰退」の主語が「立山信仰」なのか「宗教集落」なのか解釈が揺れるが、両方を指していると解される。

11) 廣瀬誠氏による次のような評価もある。「明治の神仏分離政策は、それが廃仏毀釈に走り、仏教を弾圧し、貴重な仏教的文化財を破棄消滅させたため、しばしば、たぐい稀な「暴政」と批難されている。たしかにその通りであるが、神仏分離に伴う社寺再編成によって、芦嶋・岩嶋両寺両村の、多年にわたる反目抗争に終止符を打ち、共に立山信仰の同胞村落「両嶋」として、協調への道を歩ませた点では、その「逆縁の恩寵」を喜ぶものである」と述べている。

12) 福江充「立山講社の活動—近代化のなかでの模索—」(『研究紀要』第3号、1996年、富山県[立山博物館])。「近代の立山信仰—立山山麓芦嶋寺村旧宿坊衆徒による立山講社の活動—」(『日本近代仏教史研究』第4号、1997年3月、日本近代仏教史研究会)、「立山講社と東京神道立山講社にみる近代の立山信仰—東京神道立山講社と相撲の立浪部屋との関係にもふれながら—」(『北陸宗教文化—島岩博士

追悼記念論文集』第21号、2008年7月、北陸宗教文化学会)などでも基本的に踏襲されている。

13) 従来長く継承されてきている分析視角である。ちなみに本稿は、「立山信仰」を考える上で民衆信仰史研究の立場から近代の立山登拝に言及するのであり、たとえば山崎安治氏が『日本登山史』で指摘されているように、近代登山のはじまりを明治維新前後とし、外国人登山を重視する議論など、「近代登山史」研究とは問題設定が明確に異なっている。

14) 近年では原淳一郎『近世寺社参詣の研究』(2007年9月、思文閣出版)、幡鎌一弘編著『近世民衆宗教と旅』(2010年3月、法藏館)などに詳しい。

15) 新城常三『新編増補寺社参詣の社会経済史的研究』(壇書店、1982年)

16) 鈴木昭英・豊島修・根井淨・山本殖生編著『熊野本願寺史料』(2003年、清文堂)、太田直之『中世の社寺と信仰—勧進聖の時代—』(2008年、弘文堂)、木場明志・豊島修編『寺社造営本願職の研究』(2010年、清文堂)ほか

17) たとえば、福江充『立山信仰と立山曼荼羅—芦嶋寺衆徒の勧進活動—』(日本宗教民俗叢書4、岩田書院、1998年4月)、同『近世立山信仰の展開—加賀藩芦嶋寺衆徒の檀那場形成と配札—』(近世史研究叢書7、岩田書院、

- 2002年5月)など。
- 18) 佐伯立光『立山芦嶋寺史考』(1957年、立山寺刊)
- 19) 厳密に言えば、史料調査のために借用している状況である。(平成24年4月現在)
- 20) 栃木県立文書館編『栃木県史料所在目録38—大島延次郎家文書』(2009年、栃木県立文書館)
- 21) 越中史壇会に所属する久保尚文・松山充宏両氏から史料情報が寄せられてその存在を明らかにしたものの。
- 22) 「たてはく」78号(富山県[立山博物館]、2011)史料情報を示した。希少な岩崎寺関連の史料であり、初穂料の徵収帳や岩崎寺の勧進活動の一端が知られる文書を含むなど極めて貴重である。
- 23) 廣瀬誠『立山のいぶき一万葉集から近代登山事始めまでー』(1992年11月、シー・エー・ピー)に、小杉復堂の弁をとり明治11年は「宿泊客数数百人、「寐ぬる能はず」という混雑」であったという。
- 24) 明治6年以降の嘆願が届き、明治10年、室堂が払い下げられ、ようやく修繕・増築がなってゆく。この頃、室堂の荒廃ははげしく明治7年6月29日「御材木御拂下願」に「自然雨漏之ヶ所等増長致(中略)去冬以来殊之外大破仕(中略)參詣入止宿方彌以六ヶ敷(中略)数多參詣人甚難儀迷惑仕義御座候」とみえ、滞在環境が影響した可能性は考慮してよい。
- 25) 芦嶋寺一山会文書のうち(現芦嶋寺雄山神社宮司元大仙坊所管)。翻刻は高瀬保編『越中立山古記録』第四巻(立山開発鉄道株式会社創立四十周年記念出版、1992年、立山開発鉄道株式会社)に全文掲載。
- 26) 佐伯幸長『立山信仰の源流と変遷』(1973年、立山神道本院)によると、「昭和十五年国弊社になるまでは立山頂上社務所で山銭徵収の際、いちいち、住所氏名を書かせたので登山人数と府県別はよく判明した。いま記録でみると、大正五年四、一〇九人。大正十年六、五二五人。大正十五年三、七二二人。とある。大体古来平均五千人といわれる」とあり、数字に若干の誤差がみられる。
- 27) 富山県[立山博物館]『大衆、山へ一大正期登山ブームと立山ー』(平成20年春季特別企画展「大衆、山へ」展示解説書)によった。本解説書では大正年間の立山経営議事録である『一山社年中議事録』について触れられていないが、本書掲載の記事内容と『一山社年中議事録』との連動を照合すると、近代における立山経営の様相がより具体的にあらわされるとみられる。他日に改稿して論じてみたい。
- 28) 高瀬保編『越中立山古記録』第四巻(立山開発鉄道株式会社、1992年)に翻刻あり。
- 29) 長野5人、三重4人、香川・山形・兵庫3人、愛媛・岡山・新潟・滋賀・外国人2人、栃木・丹波・島根・北海道・山口1人。
- 30) 高瀬重雄「立山信仰史の概観」(同『古代山岳信仰の史的考察』所収、昭和44年、角川書店)。越中民俗に精通する佐伯安一氏も辞典項「立山登山」(『日本民俗大辞典』下、吉川弘文館、2000年)で「山麓には芦嶋・岩崎の宿坊集落があり、江戸時代には諸国の檀那場から参集する登山者の案内をした」と紹介している。
- 31) 前掲、高瀬重雄『立山信仰の歴史と文化』。
- 32) 『三禪定見舞受納帳并日光山江戸鎌倉八幡江野島弁天』(安政2年、戸田益夫家文書、東浦町歴史民俗資料館「うのはな館」寄託)に、尾張国知多の緒川新田在住の万助ら4人の三禪定巡礼に、周辺集落の佐布里、緒川村、村木村、原村新町など広域にわたる立山三禪定講の実態がうかがわれる。
- 33) 佐伯立光前掲論文。高瀬氏、福江氏らもこれを発展的に継承し傍証論を重ねている。
- 34) 福江氏は、高瀬重雄氏や廣瀬誠氏の学説を継承しつつ、岩鼻通明氏や林雅彦氏らの立山曼荼羅研究とを引合せながら、鷹栖純氏や高達奈緒美氏らの近年の美術史的、仏教文学的成果を

- 盛り込んだ共同研究を素地として、50編以上の論考を学会に問うており、『近世立山信仰と立山曼荼羅』、『近世立山信仰の展開』、『立山信仰と布橋大灌頂法会』、『立山曼荼羅』、『江戸城大奥と立山信仰』など単著を刊行。
- 35) 福江充「序章 二、本書の研究方法」(同『江戸城大奥と立山信仰』所収、2011年、法藏館)
- 36) 佐伯立光前掲論文。
- 37) たとえば前掲、福江充「芦嶋寺宿坊家の尾張国檀那場と三禅定(富士山・立山・白山)関係史料」にあがる「三井傳右衛門家宛大仙坊書簡」に、知多の三井家と大仙坊とに師檀関係が結ばれていた可能性が認められる。
- 38) 福江充『立山信仰と布橋大灌頂法会—加賀藩芦嶋寺衆徒の宗教儀礼と立山曼荼羅』(桂書房、2006年)
- 39) 前掲、佐伯幸長『立山信仰の源流と変遷』。
- 40) たとえば前掲佐伯幸長論文、廣瀬誠論文等に興味深い記述がある。佐伯安一氏は前掲「立山登山」で、「富山県の東部では男子は十五歳になって立山に登らないと若連中へ入ることができない」という成人登山の習俗がある。成人儀礼の一種であるが、これは明治時代以降に生まれたものである」と述べている。
- 41) 前掲佐伯立光論文。
- 42) 北日本新聞社編『立山とガイドたち—秘められた近代登山記録一』(北日本新聞出版部、昭和48年)
- 43) 佐伯立光前掲論文。
- 44) たとえば五十嶋一晃「立山をめぐる山岳ガイドたちⅡ」(『立山をめぐる山岳ガイドたち』所収、立山カルデラ砂防博物館第23回企画展解説書、2010年)など。
- 45) 前掲、佐伯安一「立山登山」。
- 46) 橋本龍也編『越中紀行文集』(越中資料集成10、1994年、桂書房)
- 47) 旧日光坊次男、佐伯泰正氏より聞き取り。
- 48) 佐伯立光前掲論文、野口安嗣「岩嶋寺衆徒の出開帳」、同「立山衆徒の出開帳」、同「立山ゆかりの寺院の出開帳」(『研究紀要』第10~12号、2003~2005年、富山県〔立山博物館〕)。
- 49) 佐伯立光前掲論文、福江充『立山信仰と立山曼荼羅』。
- 50) 高瀬重雄「立山における衆徒・社人の経済基盤」(前掲『立山信仰の歴史と文化』所収)
- 51) 堤邦彦『江戸の怪異譚—地下水脈の系譜一』(ペリカン社、2004年)に詳しい。
- 52) 柳田國男「立山中語考」(『定本柳田國男集』第9巻、初出年昭和34(1959)年)
- 53) 「中語」の表記についてはしばしば「仲語」と表記されるなど揺れが見られる。これについては、『立山をめぐる山岳ガイドたち』(立山カルデラ砂防博物館第23回企画展解説書、2010年)に、「人同志の間柄を示す「仲」は採らず、神と人との中にある「中語」を採用する」との規程があるのが妥当と思われる所以、本稿でも「中語」と表記する。
- 54) 近年では『立山をめぐる山岳ガイドたち』(立山カルデラ砂防博物館第23回企画展解説書、2009年)に詳しい。
- 55) 参考に文政6年(1823)における尾張藩士の行程では「一山+地獄谷の順路が採られている。室堂。是ハ籠堂也。登山のもの此所ニ而夜を明ス。(中略)是より登山。至てけワしき岩角に足かけ、岩壁登る事、一り八町にして、峠に至る。(中略)此程にて色々宝物見する事也。(中略)釤ノ山と云見。(中略)此南のいた、きハ淨土山并別山と云峯つらなる。室に帰、一夜を明し。(中略)地獄へ廻る。室より四丁隔、一百八地獄有といへとも、斯迄ハなし。血ノ池と云ハ赤、紺屋地獄ハ藍色の水、米屋ハ白水、鍛冶屋ハヒュウヒュウと音高く、火を吹出ス様子なれども、昼ハたゞ煙斗見ゆ。大熱ノ地獄ハ二尺三寸程ツ湯玉熱かへる。密婦地獄ハ穴ノ真中に岩立居、左よりガウガウと音して、熱湯大波の打ことく、此岩に引かふせ、直に湯引、又右より右之通ニして引かふせてハ引。又左よりと終始斯のことく音すさまし。色々に水の変りて見ゆる。穴ハ

凡差式間斗も有へし。皆、硫黃のせいにて斯色のかわる事成へし。此谷の内、廻る事三町斗り。かぢや地獄の辺、地中に火氣有てわらしの裏、ぬくぬくとする也。土と覺しきハ皆硫黃也。

(後略)

56) これ以前に室堂平をはじめ立山山中の彼処に祠堂が設けられていたことはすでに「末社因縁書上帳」(元和7年(1611)11月)にみえている。

57) 拙稿「近世中期における立山来迎信仰に関する覚書—新出史料『立山来迎仏』(金沢妙慶寺蔵)をめぐってー」(『研究紀要』第16号、2009年、富山県[立山博物館])で詳細に触れたことがある。

58) 卍山道白は、寛永13年(1636年)備後に生まれる。卍山道白は江戸初期の曹洞宗僧侶で、高秀文春、月舟宗胡らの下に参禅し、月舟宗胡の法を嗣いだ。宗胡の後席として加賀国大乗寺の住職となった。師である宗胡、面山瑞方らと共に曹洞宗の宗統復興を唱えて、宗門の嗣法・規矩の更正に尽力したことによく知られた近世高僧の一人。

59) 佐伯幸長『立山信仰の源流と変遷』(1973年、立山神道本院)。このほか『富山県史』(通史編V近代上、1981年)にも「民衆宗教の動向」の項にあがる。

60) 福江充「立山講社の活動—近代化のなかでの模索ー」(『研究

紀要』第3号、1996年、富山県[立山博物館])。

61) 前掲福江「立山講社の活動—近代化のなかでの模索ー」に立山講社仮規約の一覧表にされている。

62) 前掲福江「立山講社の活動—近代化のなかでの模索ー」。

63) 明治6年9月の東西旧神職の連名で権令山田秀典宛「職務之義ニ付嘆願」(芦嶺寺一山会文書)によると、「從前雄山神社參詣之諸人ヨリ年中道路修繕、(中略)御峯賽錢都テ神納方ヲ御戸錢之名義ニ而、參詣之諸人ヨリ貰請」とあり、雄山神社祠掌任命以降一山組織の改編と収支分配の「改正」にも一因が見いだされる。

64) 前掲福江「芦嶺寺宿坊家の尾張国檀那場と三禪定(富士山・立山・白山)関係史料」(『研究紀要』第17号、2010年、富山県[立山博物館])に内容が一覧されている。ただ、当史料によれば檀那場の「場」的な印象は薄く、個人あるいは家単位の師檀関係の再興という印象で、地域社会自体が変容していることも考慮しなければならない。

65) 前掲福江「立山講社の活動—近代化のなかでの模索ー」。

66) 一方、師団関係にない登拝者は「参連衆」と称され、明治以降には「立山講社取締所」にて宿泊宿坊が振り分けられ、「道者衆」の朱塗りに比して黒塗り

の器が使用されたという伝承がある。(前掲佐伯泰正氏の聞取りによる)

67) 前掲、福江『近世立山信仰と立山曼荼羅』、『近世立山信仰の展開』など。

68) 五来重「修驗道の修行と宗教民俗」(『五来重著作集』第5巻、法藏館、2008年)

69) 五来重「庶民信仰における滅罪の論理」(『思想』no622、1976年。『五来重著作集』第9巻、法藏館、2009年再録)。五来氏は「民衆」と「庶民」を区別して用いる。超時代的に支配者層や知識人と対立する民俗信仰の主たる担い手として「庶民」を用いている。本稿では、五来氏の「庶民」を、近世近代における思想性を有した「庶民」として「民衆」と読み替えている。